

大学機関別認証評価

自己評価書

令和元（2019）年6月

豊橋技術科学大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	8
領域 2	内部質保証に関する基準	14
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	34
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	49
領域 5	学生の受入に関する基準	62
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	68
	教育研究上の基本組織	
	工学部	69
	工学研究科	75

I 大学の現況，目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 豊橋技術科学大学
- (2) 所在地 愛知県豊橋市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	工学部
大学院課程	工学研究科

- (4) 学生数及び教員数（2019 年 5 月 1 日現在）

学生数	学部 1,152 人，大学院 906 人
教員数	専任教員数：184 人，助手数：7 人

2 大学等の目的

本学の目的は、学則第 1 条において、「豊橋技術科学大学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、実践的、創造的かつ指導的技術者・研究者を育成するとともに、次代を切り拓く技術科学の研究を推進すること、さらに社会的多様性を尊重し、地域社会との連携を強化することを目的とする。」と規定している。また、大学院の目的については、学則第 4 条の 2 第 1 項において、「博士前期課程は、学部と一貫した体系のもとに、高度の技術開発を主眼として、学際的な協力を基盤に教育研究を行うことを目的とする。」と定めるとともに、同第 3 項において、「博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して先導的技術科学の研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と定めている。

この目的に基づき、各課程、専攻毎に人材養成等に関する目的を学則で定めている。

また、平成 28 年度から平成 33 年度までの第三期中期目標において、前文と教育研究等の質の向上に関する目標を次のとおり定めている。

<中期目標>

(前文)大学の基本的な目標

豊橋技術科学大学は、技術を支える科学の探究によって新たな技術を開発する学問、技術科学の教育・研究を使命とします。この使命のもと、主に高等専門学校卒業生及び高等学校卒業生等を入学者として受入れ、大学院に重点を置き、実践的、創造的かつ指導的技術者・研究者を育成するとともに、次代を切り拓く技術科学の研究を行います。さらに、社会的多様性を尊重し、地域社会との連携を強化します。これらを通じて、世界に開かれたトップクラスの工科系大学を目指します。

【教育の目標】 技術科学の教育を通じて、豊かな人間性、グローバルな感性及び自然と共生する心を併せ持つ先導的な実践的・創造的技術者・研究者を育成します。

【研究の目標】 技術科学を究め、産業・社会にイノベーションをもたらす先端的研究を進めます。

【国際化の目標】 世界に開かれた大学として、海外教育研究拠点の活用や交流協定校等との連携により、学生・教職員による国際交流を推進するとともに、グローバルキャンパスの実現を図り、技術科学の国際拠点を形成します。

【社会貢献、連携の目標】 技術科学の成果を広く活用して、種々の組織との連携のもと、社会が抱える課題の解決に努めるとともに、地域社会の活性化に貢献します。

【大学運営の目標】 学長のリーダーシップとガバナンス機能の強化により、大学の資源を最大限に活かすとともに、大学を取り巻く状況や社会的要請の変化に迅速に対応します。

【役員、教職員の目標】 相互に信頼・連携・協力し、教育、研究、社会貢献、組織運営等の業務を進めます。

【健康・安全管理の目標】 心身の健康を増進するとともに、キャンパスの安全対策と危機管理体制を強化します。

【環境配慮の目標】 自然と人とが調和したキャンパスを創るとともに、省エネルギー・省資源化を進めます。

【情報公開・情報発信の目標】 積極的に情報公開、情報発信を行い、社会への説明責任を果たします。

【法令遵守等の目標】 法令を遵守するとともに、研究倫理、行動規範を遵守します。

平成 27 年 3 月に定めた、以上の「豊橋技術科学大学憲章」でも述べている理念と目標のもとで、次のことを挑戦すべき課題とするとともに、第 3 期中期目標・中期計画を設定する。

- 1 国籍，民族，性別を超えて，皆が学び合う活気のあふれる多文化共生・グローバルキャンパスを実現する。
- 2 技術を習得するとともに，技術を支える科学を探究することによって，イノベーションを創出できる人材を育成する。
- 3 オープンアプリケーション方式による応用展開により，融合研究力を強化する。
- 4 世界の人々の生活を豊かにするための新しい知・技術を創出し，その成果を社会に還元する。
- 5 本学で研究する研究者には十分な研究時間を提供するとともに，節目ごとの研究者の流動によって活力ある研究環境を創出する。

また，本学が実施している大型プログラムである「国立大学改革強化推進事業」，「博士課程教育リーディングプログラム」，「研究大学強化促進事業」，そして「スーパーグローバル大学創成支援事業」を誠実に推進していく。

<学士課程・大学院課程ごとの目的等>

(学士課程)

【機械工学課程】

機械工学の基盤となる力学，制御，システム工学，材料工学，生産加工，エネルギー変換学等の諸学問について基礎的知識を有し，それらの知識を生産技術（ものづくり）に展開できる意欲と能力を持った実践的・創造的・指導的能力を備えた技術者，持続的発展可能型社会に貢献できる挑戦的技術者を養成する。

【電気・電子情報工学課程】

電気・電子工学分野の発展を支える電子電気材料やエネルギーシステムなどの基盤技術分野や，集積化した電子デバイスやセンサー分野，無線通信システムや情報ネットワークなどの情報通信技術分野で活躍できる実践的・創造的・指導的能力を備えた技術者，持続的発展可能型社会に貢献できる挑戦的技術者を養成する。

【情報・知能工学課程】

次世代の高度・大規模情報システムを構築するための技術及び人間の知能処理のメカニズムと応用などの技術を修得し，指導的・先導的に企画・設計・開発・保守管理まで，基礎技術に裏付けされた，あらゆる産業分野において先端情報システムのアイデアの創造から情報システム構築・運営までを担うことのできる実践的・創造的・指導的能力を備えた技術者，持続的発展可能型社会に貢献できる挑戦的技術者を養成する。

【応用化学・生命工学課程】

物質科学及び生命科学分野に関する基礎的知識を持ち，それらの知識を専門として深めることにより，次世代を支える技術として展開できる意欲と能力を持った実践的・創造的・指導的能力を備えた技術者，持続的発展可能型社会に貢献できる挑戦的技術者を養成する

【建築・都市システム学課程】

都市・地域の建築・社会基盤施設及びそれらを取りまく環境を，将来を見据えてデザインするとともに，それらをシステムとしてマネジメントするための能力を有する実践的技術者の養成を目指す。そのために，建築分野と社会基盤分野の専門技術をバランスよく修得し，人文・社会科学的な知識も備え，それらを社会問題の解決に応用できる実践的・創造的・指導的能力を備えた技術者，持続的発展可能型社会に貢献できる挑戦的技術者を養成する。

(博士前期課程)

【機械工学専攻】

機械工学に関する専門的知識を有し，それら個別の知識・技術を統合化させ，先進なものづくりや独創的な機械・装置・システムの開発・設計に応用し得る実践的な能力に加え，グローバル社会において必要な，海外インターンシップ，MOTコース，コミュニケーション能力養成講座，さらに，技術

移転・特許など知財能力を養成するマネジメント講座を用意し、実践的・創造的・指導的能力を備えた国際的に活躍できる上級技術者・研究者、持続的発展可能型社会に貢献できる挑戦的技術者・研究者を養成する。

【電気・電子情報工学専攻】

学部での基礎教育を踏まえ、らせん型一貫教育の下、電気・電子工学分野の発展を支える材料・プロセス、エネルギーシステム、集積デバイス及び情報通信システムなどの技術分野に精通し、実践的・創造的・指導的能力に加え、高度技術開発能力を備えた国際的に活躍できる上級技術者・研究者、持続的発展可能型社会に貢献できる挑戦的技術者・研究者を養成する。

【情報・知能工学専攻】

情報・知能工学に関する網羅的かつ専門的知識を有し、それらを先進的な基礎技術、並びに応用システム構築に関する高度な技術開発・設計を行うことのできる実践的・創造的・指導的能力を備えた国際的に活躍できる上級技術者・研究者、持続的発展可能型社会に貢献できる挑戦的技術者・研究者を養成する。

【応用化学・生命工学専攻】

物質科学及び生命科学分野に関する専門的知識並びにその周辺分野についての幅広い学識を有し、実践的・創造的・指導的能力を備えた国際的に活躍できる上級技術者・研究者、持続的発展可能型社会に貢献できる挑戦的技術者・研究者を養成する。

【建築・都市システム学専攻】

都市・地域の建築・社会基盤施設及びそれらを取りまく環境を、将来を見据えてデザインするとともに、それらをシステムとしてマネジメントするための高度な能力を有する実践的・創造的・指導的能力を備えた国際的に活躍できる上級技術者・研究者、持続的発展可能型社会に貢献できる挑戦的技術者・研究者を養成する。

(博士後期課程)

【機械工学専攻】

機械工学に関する最先端の高度な専門知識と研究開発能力を有し、それらを安全で快適な社会の維持・発展に役立つ機械システムとして構築できるシステムインテグレーション能力をもった技術者・研究者を養成する。さらに、国際舞台で活躍できる十分なコミュニケーション能力をもち、世界に対して、高いレベルの研究成果を公表・発信するとともに、国際的共同・連携研究で活躍できる高度上級技術者・研究者を養成する。

【電気・電子情報工学専攻】

電気・電子情報工学専攻では、電気・電子情報工学分野の発展を支える電子電気材料やエネルギーシステムなどの基盤技術分野や、集積化した電子デバイスやセンサー分野、無線通信システムや情報ネットワークなどの情報通信技術分野に精通し、高度な研究・開発能力及びその基礎となる豊かな学識を備えた、電気・電子情報工学分野の新しい時代を切り拓く研究者、技術者の養成を目的とし、博士前期課程に直結し、技術に極めて強い国際的なリー

ダーとして活躍できる高度上級技術者・研究者を養成する。

【情報・知能工学専攻】

情報・知能工学専攻では、情報・知能工学分野に関する広範囲にわたる最先端の高度な専門知識と研究開発能力、及びその基礎となる豊かな学識を備え、グローバルな視点で本専攻の目的に記述した分野での新しい時代を切り拓く創造的研究者・指導的技術者を養成する。そのため、博士前期課程に含まれる2つのコースで技術的に専門性を極めたのち、博士後期課程ではさらに国際的な視点と独創性を兼ね備え、リーダーシップを発揮できる高度上級技術者・研究者を養成する。

【応用化学・生命工学専攻】

応用化学・生命工学専攻では、物質科学および生命科学に関する専門知識と研究・開発能力及び周辺分野についての幅広い学識を備え、今後の持続的発展可能型社会の構築に求められる先導的な技術開発や応用化学・生命工学分野における研究の最前線において国際的に活躍できる高度上級技術者・研究者を養成する。

【建築・都市システム学専攻】

建築・都市システム学専攻では、建築・社会基盤分野における幅広い知識と高度な実践力を合わせ持つ指導的技術者であると同時に、新しい研究を自ら開拓・遂行することによって、国際社会に新たな価値を生み出す力を有する高度上級技術者・研究者を養成する。

3 特徴

【沿革】

本学は、実践的、創造的な能力を備えた指導的技術者の養成という社会的要請に応えるため、実践的な技術の開発を主眼として大学院に重点を置いた新構想大学として、昭和51年10月に開学した工学系単科大学である。

開学当初の教育組織は、学部6課程、工学研究科修士課程6専攻の構成であったが、開学10年を契機に工学研究科博士後期課程3専攻を設置し、さらに社会の要請に応えるため学部、工学研究科修士課程に2課程・2専攻を加えるとともに、工学研究科博士後期課程を4専攻に再編した。その後、平成22年度には社会産業構造の変化、グローバル化時代に対応した人材育成の要求に対応するため、学部5課程、大学院博士前期課程5専攻に再編し、さらに平成24年度から博士後期課程を5専攻に再編して現在に至っている。

【基本理念】

豊橋技術科学大学は、技術を支える科学の探究によって新たな技術を開発する学問、技術科学の教育・研究を使命とします。この使命のもと、主に高等専門学校卒業生及び高等学校卒業生等を入学者として受入れ、大学院に重点を置き、実践的、創造的かつ指導的技術者・研究者を育成するとともに、次代を切り拓く技術科学の研究を行います。さらに、社会的多様性を尊重し、地域社会との連携を強化します。これらを通じて、世界に開かれたトップクラスの工科系大学を目指します。

【特徴】

◆高度技術者・先導的人材の育成

高等専門学校からの学生を主な受入対象としつつ、高等学校（工業高校、普通高校）卒業生を1年次に受入れ、学部・大学院一貫教育により、優れた技術開発能力を備え、我が国の産業を牽引する高度な技術者、さらに、広い視野と柔軟な思考力、豊かな学識を備え、グローバル時代を切り拓く研究開発能力を有する先導的な人材を育てています。

◆社会産業構造の変化、グローバル化時代に対応し、未来を見据えた新たな教育研究組織の再編

平成22年度に基幹産業を支える先端的技术分野と、持続的発展社会を支える先導的技術分野を2本の柱とし工学部・工学研究科を再編しました。また、高い専門性に加え、幅広い視野を持ち、社会の変化に柔軟に対応できる技術者を養成できるよう、教養教育を総括する総合教育院を設置しました。

◆特色ある教育（らせん型教育、長期実務訓練）

教育の大きな特徴は「らせん型教育」にあります。学部1・2年次及び高等専門学校において一定の技術教育（基礎・専門）を学んだ学生に対し、3年次以降で、より高度な基礎・専門を繰り返して「らせん型」のように積み上げていく教育を行います。学部4年次（大学院進学前）には、産業界で長期実務訓練を体験し、実社会における技術者としての問題への取り組み方を学生のうちから体験することにより、博士前期課程における実践的・創造的、指導的技術者となるための高度な教育の意味を理解していきます。

このように、基礎・専門を繰り返し、社会での実践教育により、科学を理解し、技術に強い関心を持つ学生を育てるのが本学の特色です。

◆大学院に重点を置いた教育体系

産業界の工学系学生の採用は大学院修了生に比重を移しています。本学では、学部・大学院一貫教育として、大学院博士前期課程の定員を多く設定しており、ふさわしい力があれば博士前期課程に進むことができます。また、教員数が大学院教育に合わせて配置されていますので、一教員あたりの学生数は他大学に比べてかなり少なく、密度の高い充実した少人数教育を行っています。

◆研究大学（基盤を支える研究、先端分野の研究）

平成25年度に、世界水準の優れた研究活動を行う大学として、研究大学強化促進費の支援を受ける大学として選定されました。

電気電子工学や情報学を基盤とした先端融合研究創成分野、機械工学や材料工学などの基幹産業を支える実践的技術分野、生命・環境関連分野などの先端的な研究を推進するとともに、分野の垣根を越えた、これまでの課題解決型工学から、新しい価値を創造する価値創造型工学に進化した異分野融合イノベーション研究を推進する拠点形成を目指しています。

◆高等専門学校との連携

高等専門学校教員との教育・研究交流を推進するとともに、本科4・5年次及び専攻科生に対しては、体験実習を行い、編入学生に対しては、入学から修学、大学院への進学、就職、指導的技術者になるまでの教育を高等専門学校教育課程と連携して整備しています。

◆活発な国際交流

世界に開かれた大学として、国際交流実績の高い東南アジア諸国を中心に、マレーシア ペナン州に開設した海外教育拠点や交流協定校との連携などを通じ、日本人学生の派遣、外国人留学生の受け入れ、国際共同研究・人材交流などを推進しています。

◆多様な産学官連携と地域社会との連携

開学以来、企業との共同研究等を通じ、産学連携拠点の形成を使命の一つとしており、教員1人当たりの特許出願件数や特許権実施等収入の高い実績を踏まえ、我が国並びに地域産業界との連携を推進しています。

全学の「知」を結集し、愛知県をはじめとする周辺地域が抱える課題の解決対応事業や「集積回路（LSI）技術講習」、「最先端植物工場マネージャー育成プログラム」及び「東三河防災カレッジ」などの実績を活かした社会人向けの実践教育プログラムを推進しています。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目1-1-1 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	- 自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 - 前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） 1-1-1-01_名称変更の概要 - 共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目1-1-1	前回評価以降に大学の設置等の認可申請・届出に該当する改組を行っていないが、「根拠資料1-1-1-1_名称変更の概要」に示すとおり、平成31年4月に、平成22年度及び24年度に改組を行った工学部環境・生命工学課程及び工学研究科環境・生命工学専攻の名称を、工学部応用化学・生命工学課程及び工学研究科応用化学・生命工学専攻に変更した。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組1-1-A	- 現行制度を活用して、5つの高専（沼津、岐阜、鈴鹿、奈良、長野）と本学が強みをもつ教育資源を有効活用しつつ、卒業後、地域等の社会で活躍することができる分野横断型の実践的技術者を育成するため、学生は本学と高専専攻科双方に籍を置く、国内初の取組となる連携教育プログラム（名称：先端融合テクノロジー連携教育プログラム、本プログラムを修了した者は本学から本学の学位を授与、高専からは専攻科の修了証を交付）の開設を決定した。 2020（令和2）年度から学生を受け入れることとしている。 1-1-A-01_連携教育プログラムに関する実施方針について 1-1-A-02_覚書（雛形） 1-1-A-03_協定書（雛形） 1-1-A-04_協議会要項（雛形）

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)
■ ①当該基準を満たす
□ ②当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 現行制度を活用して、5つの高専と本学が強みをもつ教育資源を有効活用しつつ、卒業後、地域等の社会で活躍することができる分野横断型の実践的技術者を育成するため、学生は本学と高専専攻科双方に籍を置く、国内初の取組となる連携教育プログラムの制度を立ち上げたことは、大学の目的に照らして特色ある取組であり、優れている。
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 1－2－1 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式
分析項目 1－2－2 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1－2－2） 1-2-2_教員の年齢別・性別内訳
【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 1－2－1	・ 該当なし
分析項目 1－2－2	・ 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組 1－2－A	・ 中期計画に「優れた若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、40歳未満の若手本務教員の雇用を促進し、平成33年度の本務教員における割合を28%以上確保する。」を掲げている。 ・ 本件については、戦略性が高く意欲的な目標・計画に認定されている。 ・ その成果は 2019年度予算から取り入れられた運営費交付金の新しい評価・資源配分に係る「成果を中心とする実績状況に基づく配分」の「若手研究者比率」において、重点支援①の「55大学中3位」となっている。 1-2-A-01_第3期中期目標（19） 1-2-A-02_第3期中期計画（19-01-49-1） 1-2-A-03_戦略性が高く意欲的な目標・計画（法人番号 48） 1-2-A-04_若手教員雇用に係る中期計画等 1-2-A-05_実績状況に基づく配分額（非公表）

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）
■ ①当該基準を満たす
☐ ②当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組
・ 中期計画に「優れた若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、40歳未満の若手本務教員の雇用を促進し、平成33年度の本務教員における割合を28%以上確保する。」を掲げ、戦略性が高く意欲的な目標・計画に認定されるとともに、その成果は 2019年度予算から取り入れられた運営費交付金の新しい評価・資源配分に係る「成果を中心とする実績状況に基づく配分」の「若手研究者比率」において、重点支援①の「55大学中3位」となるなど、40歳未満の優秀な若手教員の安定的なポスト拡大を進めている。
改善を要する事項
・ 該当なし

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 1－3－1 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） ・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01_学則（第 7 条） 1-3-1-02_教員組織等規則（第 2 条第 1 項・第 2 項・第 4 項，第 4 条第 1 項・第 2 項，第 6 条第 1 項・第 2 項） ・責任者の氏名が分かる資料 1-3-1-03_2019 年度役員等一覧（系長・総合教育院長） ・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1－3－1） 1-3-1_教員組織と教育組織の対応表
分析項目 1－3－2 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・教授会等の組織構成図、運営規定等 1-3-2-01_教授会規則 1-3-2-02_代議員会規程 ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－2） 1-3-2_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧
分析項目 1－3－3 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・組織構成図、運営規定等 1-3-3-01_教育研究評議会規則 ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－3） 1-3-3_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 1－3－1	・該当なし
分析項目 1－3－2	・該当なし

分析項目 1－3－3	・該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 1－3－A	・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ ①当該基準を満たす □ ②当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目2-1-1 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・明文化された規定類 2-1-1-01_自己点検・評価に関する基本方針（1（1）（3）） 2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用（1（1）（3）） 2-1-1-03_大学点検・評価規則（第12条） 2-1-1-04_大学点検・評価委員会規程（第3条、第4条） （再掲）1-3-1-02_教員組織等規則（第2条第1項・第2項・第4項、第4条第1項・第2項、第6条第1項・第2項） （再掲）1-3-3-01_教育研究評議会規則 ・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1_内部質保証に係る責任体制等一覧
分析項目2-1-2 それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・明文化された規定類 （再掲）1-3-1-01_学則（第2条、第3条、第4条、第7条） （再掲）1-3-1-02_教員組織等規則（第2条第1項・第2項・第4項、第4条第1項・第2項、第6条第1項・第2項） ・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2_教育研究上の基本組織一覧
分析項目2-1-3 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・明文化された規定類 （再掲）2-1-1-01_自己点検・評価に関する基本方針（1（1）（3）） （再掲）2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用（1（1）（3））

	2-1-3-01_施設マネジメント戦略本部規程 2-1-3-02_情報戦略本部規程 2-1-3-03_情報基盤委員会規程 2-1-3-04_教育研究基盤センター運営委員会規程 2-1-3-05_グローバル工学教育推進機構委員会規程 2-1-3-06_学生支援本部規程 2-1-3-07_学生生活委員会規程 2-1-3-08_優秀学生支援制度委員会規程 2-1-3-09_入学者選抜方法研究委員会規程 2-1-3-10_理事・副学長等の職務分掌 H31 ・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3_質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目2-1-1	・該当なし
分析項目2-1-2	・本学は教育研究上の基本組織である工学部は5課程（学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程制）、工学研究科博士前期課程は5専攻、同博士後期課程は5専攻からなり、総合大学等複数学部を設置する大学のように工学部長、工学研究科長は置いておらず、別紙様式2-1-2の組織の長は学長としている。 ・教員組織等規則第4条第2項により系が主に教育を行う課程及び専攻を系長が総括するとともに、第6条第2項により工学部及び工学研究科の教養教育を総合教育院長が総括している。
分析項目2-1-3	・施設・設備については、施設全体については施設マネジメント戦略本部が、大学内の情報基盤については情報戦略本部が、学内共同利用設備等関係は情報基盤委員会（情報メディア基盤センターの情報設備、図書館の図書等）、教育研究基盤センター運営委員会（教育研究設備等）、グローバル工学教育推進機構委員会（語学関係設備）が責任をもっている。

	・学生支援については、学生支援全体について学生支援本部が統率を図りながら、学生生活委員会及び優秀学生支援制度委員会が所掌の事項に対して責任をもっている。 ・学生受入については、入学者選抜方法研究委員会が責任をもっている。 ・上記の責任者として、学長が指名した理事又は副学長等を配置し、責任ある体制を構築している。なお、学生生活委員会の委員長は学長指名の教授であるが、構成員として学生支援担当の副学長が構成員として加わっている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組2-1-A	・大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するため、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、自主的・自律的な保証（内部質保証）を高め、絶えず改善・向上に取り組むことを目指すことが求められている。 ・本学では、これまでに取り組んできた、内部質保証を高める自己点検・評価の取組を見える化するため、自己点検・評価に関する基本方針及びその実現のための運用を定め、既存の点検・評価関係の規則等と併せて、内部質保証体制を整備した。 （再掲）1-3-1-01_学則（第1条の2） （再掲）2-1-1-01_自己点検・評価に関する基本方針 （再掲）2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用 （再掲）2-1-1-03_大学点検・評価規則
活動取組2-1-B	・具体の自己点検・評価の実施計画、方法等の案の策定は、学長が指名した理事、副学長又は学長特別補佐が本部長となる目標・評価本部が行っている。（大学点検・評価委員会委員長と同一の者を本部長に充てている。） ・学長、理事・副学長及び副学長等で構成する戦略企画会議において、教育・研究・社会貢献、業務全般について、系長等の部局長が構成員の教育研究評議会において主に教育研究面を、構成員のうち過半数を外部の有識者で構成する経営協議会において主に組織及び運営状況に係る自己点検・評価について審議し、ガバナンス体制も確立している。 2-1-B-01_目標・評価本部規程（第2条、第4条、第5条） （再掲）2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用（1（1）オ） 2-1-B-02_戦略企画会議規則（第4条第10号） （再掲）1-3-3-01_教育研究評議会規則（第4条第8号）

	2-1-B-03_経営協議会規則（第4条第5号）
活動取組2-1-C	・学長が特に必要と認めた事業等に関して、重点的に取組む機関として置く本部等（施設マネジメント戦略本部、学生支援本部、入学者選抜方法研究委員会等）については、毎年度、学長が事業の実施状況等についてモニタリング（ヒアリング）を行っている。 （再掲）2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用（1（2）別紙1 その他部局長に対するヒアリング）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・豊橋技術科学大学の使命や目的の実現に向けて、教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、自主的・自律的な質の保証（内部質保証）を高め、絶えず改善・向上及び機能強化を図ることを、自己点検・評価の基本方針、点検・評価規則に明記し、内部質保証を高めた自己点検を行うことを明確化した点は、優れている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目2-2-1 それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類 (再掲) 1-3-3-01_教育研究評議会規則 (第4条第7号) (再掲) 1-3-2-01_教授会規則 (第3条第1項第1号・第2号, 第7条) (再掲) 1-3-2-02_代議員会規程 (第4条第1項第1号・第2号)
分析項目2-2-2 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	・ 明文化された規定類 (再掲) 2-1-1-03_大学点検・評価規則 (第1条, 第3条, 第4条) 2-2-2-01_組織等評価実施要項 (第5条) (第11条) 2-2-2-02_教育研究活動等の評価項目及び評価基準 ・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧 (別紙様式2-2-2) 2-2-2_教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧
分析項目2-2-3 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・ 明文化された規定類 (再掲) 2-2-2-01_組織等評価実施要項 (第3条, 第5条, 第11条, 第12条) (再掲) 2-2-2-02_教育研究活動等の評価項目及び評価基準 ・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧 (別紙様式2-2-3) 2-2-3_自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧

分析項目 2-2-4 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・ 明文化された規定類 （再掲）2-1-1-01_自己点検・評価に関する基本方針（1（2）（3）） （再掲）2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用（1（2），別紙1） ・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式 2-2-4） 2-2-4_意見聴取の実施時期、内容等一覧
分析項目 2-2-5 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・ 明文化された規定類 （再掲）2-1-1-01_自己点検・評価に関する基本方針（1（3）） （再掲）2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用（1（3），別紙2） ・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式 2-2-5） 2-2-5_検討、立案、提案の責任主体一覧
分析項目 2-2-6 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・ 明文化された規定類 （再掲）2-1-1-01_自己点検・評価に関する基本方針（1（3）） （再掲）2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用（1（3），別紙2） ・ 実施の責任主体一覧（別紙様式 2-2-6） 2-2-6_実施の責任主体一覧
分析項目 2-2-7 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・ 明文化された規定類 （再掲）2-1-1-01_自己点検・評価に関する基本方針（1（3）） （再掲）2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用（1（3），別紙2，1（1）エ）

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 2-2-1	・該当なし
分析項目 2-2-2	・該当なし
分析項目 2-2-3	・実施時期については、原則 6 年に一度としているが、本学は JABEE に申請した場合は、組織等評価に代えることができること、法人評価の年度計画の実績報告書に係る自己点検評価も、組織等評価の一環として扱うこととしている。また、大学が掲げるプラン、戦略（大西プラン、国際戦略、事務改革アクションプラン）の取組も評価項目にあげている。 ・これらには、施設設備、学生支援、学生受入の評価項目が含まれおり、一律に 6 年ということではなく、評価項目によっては、毎年度、実施していることになる。
分析項目 2-2-4	・該当なし
分析項目 2-2-5	・該当なし
分析項目 2-2-6	・該当なし
分析項目 2-2-7	・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。	
活動取組 2-2-A	・大学点検評価規則第 3 条において、教育組織（課程、専攻）を評価の対象と定め、組織等評価実施要項第 5 条において評価項目の設定等を定め、具体的評価項目等については、大学点検・評価委員会において定めている。 ・組織等評価実施要項において大学点検・評価委員会が定める教育組織の評価項目及び基準は、JABEE の技術者教育プログラムの認定申請に係る自己点検項目及びその評価の観点としており、領域 6 の各基準に照らした判断を行うことを定めている。 ・また、組織等評価実施要項第 11 条により、JABEE の定めによる技術者教育プログラム認定に申請した場合は、組織等評価（自己評価）に代えることができることを定め、組織として内部質保証の手順に加えている。 （再掲）2-1-1-03_大学点検・評価規則（第 1 条、第 3 条、第 4 条） （再掲）2-2-2-01_組織等評価実施要項（第 5 条）（第 11 条） （再掲）2-2-2-02_教育研究活動等の評価項目及び評価基準

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・組織として、教育組織の評価項目及び基準として、JABEEの技術者教育プログラムの認定申請に係る自己点検項目及びその評価の観点を定めて、自己評価を行うこととしていること、JABEEの定めによる技術者教育プログラム認定に申請した場合は、組織等評価（自己評価）に代えることができることを内部質保証の手順として定めている点は他大学にはない、優れた取組である。
改善を要する事項 ・該当なし

基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2－3－1 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2－3－1） 2-3-1_計画等の進捗状況一覧
分析項目 2－3－2 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 （再掲）2-1-1-01_自己点検・評価に関する基本方針（１（１）（２）） （再掲）2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用（１（１）エ、（２）ウ） 2-3-2-01_I R本部規程 2-3-2-02_IR推進体制の関係図 2-3-2-03_I R基礎データ（非公表） 2-3-2-04_会議等効率化指針 2-3-2-05_論文生産力分析結果
分析項目 2－3－3 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 ・領域 4、5、6 の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。 （再掲）2-1-1-01_自己点検・評価に関する基本方針（１（２）） （再掲）2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用（１（２）ア、エ、キ、別紙 1）

	(再掲) 4-2-B-04_課外活動団体支援及び体育施設整備状況 (再掲) 4-1-3-02_キャンパスマスタープラン (P74(78)) (再掲) 4-1-B-01_キャンパスマスタープランワークショップ (非公表) 2-3-3-01_TUT グローバル宿舍アイデア募集 2-3-3-02_デザインコンペの流れ等 (文科省提出資料) 2-3-3-03_28年度業務の実績評価結果 (全体評価, 2 項目別評価 I (4) 全学一体となった施設整備)
分析項目 2-3-4 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること (より望ましい取組として分析)	・該当する第三者による検証等の報告書 2-3-4-01_JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果 (機械工学課程) (非公表) 2-3-4-02_JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果 (電気・電子情報工学課程) (非公表) 2-3-4-03_JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果 (情報・知能工学課程) (非公表) 2-3-4-04_JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果 (環境・生命工学課程) (非公表) 2-3-4-05_JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果 (建築・都市システム学課程 建築コース) (非公表) 2-3-4-06_JABEE 技術者教育プログラム認定審査結果 (建築・都市システム学課程 社会基盤コース) (非公表)
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 2-3-1	・該当なし
分析項目 2-3-2	・根拠資料 2-1-1-2 自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用についての 1 (2) ウで掲げるとおり、組織として、本学に関連するデータの調査・蓄積・分析を行っている。 ・IR本部では、収集したIR基礎データを学内に公開することで、教職員が効率的に客観的なデータを活用して、自己点検・評価が行える体制を整備した。 ・監査室では、法人化以降、毎年度、継続して、運営関係等会議、本部及び委員会の運営状況等の調査を行い、会議等の効率化を検証してきた。平成 27 年度に会議 6 原則を定め会議・委員会・打合せの効率化を図り、平成 28 年度から 29 年度にかけて、大学全体で総時間数にして約 10%の削減を行うことができた。さらに研究、教育活動に充てる時間をこれまで以上に確保すること、働き方改革につなげていくため、平成 31 年 3 月に戦略企画会議、教育研究評議会の審議を経て、学長裁定により「会議、委員会等の効率化に関する指

	針」を制定した。 ・研究推進アドミニレーションセンターでは、学長の指示のもと、継続的に論文生産力分析結果を、教職員連絡会で定期的に説明し、本学の状況を構成員が客観的な数値で理解し、論文生産力の向上につなげるようにしている。論文数（Web of Science に採録されている Proceeding 含む。）は、2015 年度から上昇傾向にある。
分析項目 2-3-3	・該当なし
分析項目 2-3-4	・該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 2-3-A	・根拠資料 2-1-1-2 自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用についての 1（2）ア、エ、オ、キ（別紙 1）で掲げるとおり、組織として、学生から体系的、継続的に意見を収集し、改善に役立てるようにしている。 ・学長が中心となって、学生に対して毎年度、懇談会を実施し、その結果を踏まえて、課外活動団体への支援や体育施設の整備を行っている。（活動取組 4-2-B の一部再掲（58 頁）） ・施設関連では、2016 年に、全学年の学生を対してアンケート調査を行い、学内における学生の滞り場所の実態を把握し、その結果を図書館の改修に生かした。2017 年にはキャンパスマスタープランワークショップを 2 度開催し、学生も含めて意見交換を行い、その意見を一部取り入れ 2018 年 3 月にキャンパスマスタープランの改正を行った。（活動取組 4-1-B の一部再掲（51 頁））。 ・グローバル技術科学アーキテクト養成コースの新設にあわせて、日本人学生と外国人留学生が生活を共にする、収容人数 180 名のシェアハウス型 TUT グローバルハウス（学生宿舎）を PPP 方式により新設した。（活動取組 4-2-D の一部再掲（59 頁）） ・この TUT グローバルハウスの新設にあたっては、学生・教職員を対象にアイデア募集（平面等計画、名称の 2 部門）を行い、平面等計画部門において、学生 4 人のグループが最優秀賞を受賞し、そのアイデアを取り入れ整備を行った。 ・このことは、平成 28 年度に係る実績に関する評価結果において、「学内コンペにおいて最優秀作品を受賞した学生グループのコンセプトが整備に生かされるなど、宿舎を利用する学生と整備・管理を行う大学が一体となって施設整備を行っている。」と、注目される事項として評価された。 （再掲）2-1-1-01_自己点検・評価に関する基本方針（1（2）） （再掲）2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用（1（2）ア、エ、オ、キ、別紙 1） （再掲）4-2-B-04_課外活動団体支援及び体育施設整備状況 （再掲）4-1-3-02_キャンパスマスタープラン（P74(78)）

	(再掲) 4-1-B-01_キャンパスマスタープランワークショップ (非公表) (再掲) 2-3-3-01_TUT グローバル宿舍アイデア募集 (再掲) 2-3-3-02_デザインコンペの流れ等 (文科省提出資料) (再掲) 2-3-3-03_28年度業務の実績評価結果 (全体評価, 2 項目別評価 I (4) 全学一体となった施設整備)
活動取組 2-3-B	・ 本学の JABEE 認定について, 法人化前から取り組んできた歴史がある。この認定プログラム修了生はワシントンアコードの加盟国において, 大学卒業資格を与えられることから, 留学生の関心も高く, 外国人留学生の獲得にもつながっている。 ・ 本学のミッションの再定義において, 「国際的通用性のある認定プログラムの実績を生かし, グローバルに活躍し, イノベーションを創出することができる工学系人材を育成する学部・大学院一貫教育を目指して不断の改善・充実を図る」こと, 中期計画においても「国際的通用性のある技術者教育の質を保証するため, JABEE のプログラムを学部全課程に展開する」ことを掲げ, 平成 29 年度までに工学部の全課程において JABEE 認定を受けている。 2-3-B-01_ミッションの再定義 (豊橋) (強みや特色, 社会的な役割) (再掲) 1-2-A-01_第3期中期目標 (06) (再掲) 1-2-A-02_第3期中期計画 (06-01-13)
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 学内コンペにおいて最優秀作品を受賞した学生グループのコンセプトを宿舍整備に生かしたことで, キャンパスマスタープランに学生等の意見を反映するなど, 学生と整備・管理を行う大学が一体となって施設・設備整備を行っている点は, 優れている。 ・ 本学のミッションの再定義において, 「国際的通用性のある認定プログラムの実績を生かし, グローバルに活躍し, イノベーションを創出することができる工学系人材を育成する学部・大学院一貫教育を目指して不断の改善・充実を図る」こと, 中期計画においても「国際的通用性のある技術者教育の質を保証するため, JABEE のプログラムを学部全課程に展開する」ことを掲げ, 平成 29 年度までに工学部の全課程において JABEE 認定を受けており, 他の大学にはない, 優れた成果といえる。	

改善を要する事項

・該当なし

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 2－4－1 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類 (再掲) 2-1-B-02_戦略企画会議規則 (第 4 条第 2 号) (再掲) 1-3-3-01_教育研究評議会規則 (第 4 条第 3 号) ・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 2-4-1-01_戦略企画会議, 教育研究評議会議事要録 (再掲) 1-1-1-01_名称変更の概要
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 2－4－1	・ 該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組 2－4－A	・ 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目2-5-1 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・ 明文化された規定類 2-5-1-01_教員選考基準 2-5-1-02_教員選考基準申合せ 2-5-1-03_教員選考手続要領 2-5-1-04_工学研究科担当教員資格審査申合せ ・ 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1） 2-5-1_教員の採用・昇任の状況（過去5年分） ・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 ・ 大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-05_教員採用等候補者推薦報告書等
分析項目2-5-2 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・ 明文化された規定類 （再掲）2-1-1-03_大学点検・評価規則（第5条，第6条） （再掲）2-1-1-04_大学点検・評価委員会規程（第2条，第3条） ・ 教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） 2-5-2_教員業績評価の実施状況 ・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-01_教育職員個人評価実施要項 2-5-2-02_教員業績データ分析公開

分析項目 2-5-3 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・ 反映される規定がある場合は明文化された規定類 2-5-3-01_年俸制適用職員業績評価実施要項（第9条） 2-5-3-02_年俸制適用職員給与規程（第7条第2項） （再掲）2-5-2-01_教育職員個人評価実施要項（第9条第3項） ・ 評価結果に基づく取組（別紙様式 2-5-3） 2-5-3_評価結果に基づく取組 ・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） （再掲）2-5-3-01_年俸制適用職員業績評価実施要項
分析項目 2-5-4 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・ FD の内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-4） 2-5-4_FD の内容・方法及び実施状況一覧
分析項目 2-5-5 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・ 教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 ・ 教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 2-5-5-01_事務局組織図 2-5-5-02_事務局職員配置状況 2-5-5-03_事務組織規則 2-5-5-04_事務分掌規程 ・ 演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置や TA 等の配置状況、活用状況が確認できる資料 2-5-5-05_助手の授業配置等状況 2-5-5-06_TA 配置状況（科目毎）

	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2－5－5） 2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧
分析項目 2－5－6 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2－5－6） 2-5-6_教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧 ・T A 等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 2-5-6-01_TA 実施要領 2-5-6-02_T A 研修会資料 2-5-6-03_TA 研修出席状況
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 2－5－1	・教育研究上の指導能力については、教員選考の際に履歴書、教育研究業績書を提出させ、教員推薦委員会において、教育研究分野の適合性や研究業績、教育実績、人物等を書面及び面接により評価している。 ・また、大学院担当については、「大学院工学研究科教員資格審査に関する申合せ」を定め、履歴及び教育研究業績に基づき、担当する専攻、分野において大学院を担当する資格があるか適正を審査している。
分析項目 2－5－2	・該当なし
分析項目 2－5－3	・該当なし
分析項目 2－5－4	・該当なし
分析項目 2－5－5	・該当なし
分析項目 2－5－6	・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	

活動取組 2-5-A	・ 本学の教育研究の水準を維持するために、開学当初から、教員の採用及び昇格のために、大学設置基準に規定する教員の資格に基づき教員選考基準を定めるとともに、さらに教育研究の水準を維持するための教員の選考基準に関する申合せを定めている。（教授：大学等における研究又は教育歴、准教授・講師：博士の学位を有する者等） （再掲）2-5-1-01_教員選考基準 （再掲）2-5-1-02_教員選考基準申合せ
活動取組 2-5-B	・ 教育研究を活性化するため、研究者の継続性と流動性を促進する観点から、助教、講師・准教授に任期制を導入している。 ・ そのうち、准教授人事については、将来教授として本学の柱のひとりになり得る人材を登用することを方針とし、テニユアトラック制を導入している。テニユア審査は採用から3年目以降、5年目以内に実施し、合格すれば翌年度から任期なし准教授となり、その後、公募によらない教授への学内昇任を可能としている。 2-5-B-01_教員任期規程（第2条） 2-5-B-02_助教、講師及び准教授の人事上の扱い抜粋（抜粋）（非公表） 2-5-B-03_公募に拠らない承継教員人事に関する申合せ抜粋（抜粋）（非公表）
活動取組 2-5-C	・ 教員の個人評価については、平成18年度に試行し、平成19年度から、継続して毎年度実施している。 ・ 評価領域は、教育、研究、社会貢献及び管理・運営の4領域について、平成22年度以降、毎年度実施している。（平成20、21年度は教育領域のみ） ・ 評価は、業績等により点数化できる評価項目と自己点検の評価項目で構成され、専門分野等を考慮し、自己点検の評価項目については、部局点検・評価委員会においてピアレビューを取り入れている。 ・ 評価結果の分布及び業績データ（平均値・最大値）の分布についても、平成23年度から継続して学内に公開している。 （再掲）2-5-2-01_教育職員個人評価実施要項 （再掲）2-5-2-02_教員業績データ分析公開
活動取組 2-5-D	・ 研究（産学連携）活動による財務上の貢献、教育、社会貢献活動の活性化に特に顕著であった者に対する表彰及び特別貢献手当の支給制度を設けて実施している。 ・ 研究（産学連携）活動については、外部資金を獲得し、その間接経費等の額が役員会の議を定める額以上となった者に対して、教育活動については、本学の教育の活性化に特に顕著な貢献があった者（教育制度委員会の選考結果に基づき学長が選考した者）に対して、社会貢献活動については、社会・地域の活性化に特に顕著な貢献があった者（社会連携推

	進センターの選考結果に基づき学長が選考した者）に対して、表彰及び特別貢献手当を支給している。 ・表彰及び特別貢献手当の支給実績は次のとおり。 （研究活動） 30 年度：表彰 10 名，特別貢献手当 136 名（12,100,000 円），29 年度：表彰 6 名，特別貢献手当 129 名（9,650,000 円），28 年度：表彰 4 名，特別貢献手当 148 名（10,200,000 円） （教育活動） 30 年度：表彰 6 名，特別貢献手当 6 名（900,000 円），29 年度：表彰 6 名，特別貢献手当 6 名（900,000 円），28 年度：表彰 6 名，特別貢献手当 6 名（900,000 円） （社会貢献活動） 30 年度：表彰 1 名，特別貢献手当 1 名（150,000 円），29 年度：表彰 1 名，特別貢献手当 1 名（150,000 円），28 年度：表彰 2 名，特別貢献手当 2 名（300,000 円） 2-5-D-1_研究・教育・社会貢献活動等表彰要項 2-5-D-02_特別貢献手当支給細則
活動取組 2－5－E	・教育職員として個人の研究・教育レベルの向上・発展に資するとともに、大学・大学院自体の教育研究能力を高め、学術の国際交流、産学官連携の推進に資すること、さらに若手教育職員に研究等の研鑽の場を与えることにより、科学技術関係人材の養成・確保に資することを目的とするサバティカル制度を導入している。平成 30 年度実績 2 人 ・本学の教育・研究・産学連携等を一層推進し、教員等が組織の壁を越えて複数の組織において活躍できる環境を整備するため、本学の人事制度改革の一環としてクロスアポイントメント制度を導入している。平成 30 年度実績 4 人 2-5-E-01_サバティカル研修実施細則 2-5-E-02_クロスアポイントメント制度に関する規程
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・研究（産学連携）活動による財務上の貢献、教育、社会貢献活動の活性化に特に顕著であった者に対する表彰及び特別貢献手当の支給制度を設け、実施している点は優れている。	

改善を要する事項

・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 3－1－1 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表 ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-01_平成 30 事業年度財務諸表 3-1-1-02_監査報告書（監事：平成 30 事業年度） 3-1-1-03_独立監査人の監査報告書（平成 30 事業年度）
分析項目 3－1－2 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去 5 年間分）がわかる資料（別紙様式 3－1－2） 3-1-2_予算・決算の状況（過去 5 年分） ・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01_乖離理由書
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 3－1－1	・該当なし
分析項目 3－1－2	・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組 3－1－A	・第 3 期中期目標期間に係る財務基本方針を平成 27 年度末に定め、毎年度、年度ごとに閣議決定される「予算編成の基本方針」を踏まえつつ、見直しをしている。 ・各年度の予算は、「大学の基本的な目標」「中期目標、中期計画、年度計画」の達成に向け、財務基本方針に沿った予算編成方針を策定し、適切かつ効果的な予算編成を行い、経費を執行している。また、第 3 期中期目標、中期計画及び本財務基本方針と連動して、収入の確保、獲得、経費の抑制、資産の運用等を行うこととしている。 ・財務基本方針は、①自己収入等の増加、②メリハリのある予算の措置、経費の抑制等、③資産の運用管理、④目的積立金等で構成している。 3-1-A-01_財務基本方針

活動取組 3－1－B	・決算に係る財務状況を分析し、財務レポートとしてわかりやすくとりまとめ、経営協議会、役員会に報告し、財務運営に生かすとともに、大学ホームページにて公表している。 ・平成 20 年度から継続して、財務レポートを作成・公表し、平成 29 事業年度の財務レポートで 10 回目となる。 ・財務レポートの項目は次のとおり ①国立大学法人会計の特徴・仕組み、②平成 29 事業年度決算、③財務分析、 3-1-B-01_財務レポート
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・第3期中期目標期間における財務基本方針を定め、毎年度、社会状況を見ながら見直しを行いつつ、毎年度、財務基本方針に沿って予算編成を行い、予算の確保、経費を執行している点は優れている。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-2-1 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） ・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 ・役職者の名簿 3-2-1-01 豊橋技術科学大学組織図（概要抜粋） 3-2-1-02 通則 3-2-1-03 役員会規則 （再掲）2-1-B-03 経営協議会規則 （再掲）1-3-3-01 教育研究評議会規則 （再掲）2-1-B-02 戦略企画会議規則 3-2-1-04 アドバイザー会議規則等 3-2-1-05 イノベーション研究機構規則 3-2-1-06 グローバル工学教育推進機構規則 3-2-1-07 高専連携推進センター規程 3-2-1-08 社会連携推進センター規程 3-2-1-09 研究推進アドミニストレーションセンター規程 3-2-1-10 広報戦略本部規程 （再掲）2-1-3-01 施設マネジメント戦略本部規程 3-2-1-11 安全衛生管理推進本部規程 （再掲）2-1-3-02 情報戦略本部規程 3-2-1-12 男女共同参画推進本部規程 （再掲）2-3-2-01 I R本部規程 （再掲）2-1-B-01 目標・評価本部規程 （再掲）2-1-3-06 学生支援本部規程 3-2-1-13 基金室要項

	3-2-1-14 卒業生連携室設置要項 (再掲) 2-5-5-03 事務組織規則 3-2-1-15 監査室設置要項 (再掲) 1-3-1-03 2019 年度役員等一覧 3-2-1-16 諸会議構成員名簿
分析項目 3-2-2 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式 3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式 3-2-2） 3-2-2 法令遵守事項一覧
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 3-2-1	・本学の管理運営のための組織は、組織通則に定めている。具体には、役員会、経営協議会、教育研究評議会、戦略企画会議、アドバイザー会議、機構・センター・本部等、委員会、事務局、室等を設置している。
分析項目 3-2-2	・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 3-2-A	・大学の管理運営のための学長、理事、副学長、系長等（教員組織の長）の役割を中心とした組織は次のとおり。 ①学長、理事・副学長が構成員となる役員会、経営協議会、戦略企画会議、②学長、理事・副学長、系長等（教員組織の長）が構成員となる教育研究評議会、③理事・副学長等が長となる機構・センター・本部等、委員会。 ・役員会、経営協議会及び教育研究評議会は、国立大学法人法に規定する事項を審議している。 ・戦略企画会議は学長、理事（非常勤は除く）、副学長、事務局長等の現在 12 名で構成し、総合戦略、重要な組織の設置・廃止、学生定員、予算、中期目標・計画、教育の質の向上・研究力強化・国際連携強化、社会連携・産学連携強化の方針、これらの自己点検・評価、重要規則等の制定・改廃等、管理運営等に関する重要事項の企画、立案並びに執行方法を検討する組織として、拡大役員会的な役割を担っている。開催回数：平成 30 年度 34 回、平成 29 年度 40 回 (再掲) 3-2-1-01 豊橋技術科学大学組織図（概要抜粋） (再掲) 3-2-1-02 通則（第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条） (再掲) 3-2-1-03 役員会規則

	(再掲) 2-1-B-03_経営協議会規則 (再掲) 1-3-3-01_教育研究評議会規則 (再掲) 2-1-B-02_戦略企画会議規則
活動取組3-2-B	・学長が特に必要と認めた事業等に関して、重点的に取り組む機関として、機構、センター、本部等を設置している。 機構、センター、本部は理事・副学長又は副学長、学長特別補佐が長となり、管理運営に係る企画、立案、調整等を行っている。現在、2機構（イノベーション研究機構、グローバル工学教育推進機構）3センター（高専連携推進センター、社会連携推進センター、研究推進アドミニストレーションセンター）、8本部（広報戦略本部、施設マネジメント戦略本部、安全衛生管理推進本部、情報戦略本部、男女共同参画推進本部、IR本部規程、目標・評価本部、学生支援本部）を設置している。 ・その他、寄附収入の増加に向け、基金の管理・運営体制を強化するため「基金室」を、また、経営協議会外部委員の意見も踏まえ、同窓会と連携して卒業生との繋がりを強化するため「卒業生連携室」を設置した。 ・これら機構、センター、本部等の活動計画（検証含む）については、毎年度、戦略企画会議において、ヒアリングを行っている。 (再掲) 3-2-1-02_通則（第18条） (再掲) 3-2-1-05_イノベーション研究機構規則 (再掲) 3-2-1-06_グローバル工学教育推進機構規則 (再掲) 3-2-1-07_高専連携推進センター規程 (再掲) 3-2-1-08_社会連携推進センター規程 (再掲) 3-2-1-09_研究推進アドミニストレーションセンター規程 (再掲) 3-2-1-10_広報戦略本部規程 (再掲) 2-1-3-01_施設マネジメント戦略本部規程 (再掲) 3-2-1-11_安全衛生管理推進本部規程 (再掲) 2-1-3-02_情報戦略本部規程 (再掲) 3-2-1-12_男女共同参画推進本部規程 (再掲) 2-3-2-01_IR本部規程 (再掲) 2-1-B-01_目標・評価本部規程 (再掲) 2-1-3-06_学生支援本部規程 (再掲) 3-2-1-13_基金室要項 (再掲) 3-2-1-14_卒業生連携室設置要項

	(再掲) 2-3-1_計画等の進捗状況一覧 (31 年 1 月 経営協議会の意見等の大学運営等への活用状況) (再掲) 2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用 (1 (2) ア, 別紙 1 その他 部局長に対するヒアリング)
活動取組 3-2-C	・ 本法人業務の重要事項について、学長の諮問に応じて助言又は提言を行う、学外の有識者（現在 13 名）で構成するアドバイザー会議を設置している。 開催回数：平成 30 年度 2 回、平成 29 年度 2 回 (再掲) 3-2-1-02_通則 (第 17 条の 2) (再掲) 3-2-1-04_アドバイザー会議規則等 (再掲) 2-3-1_計画等の進捗状況一覧 (アドバイザー会議意見関係)
活動取組 3-2-D	・ 法人化以前から教職員の意思疎通及び連絡調整を図る連絡会を設けており、法人化後も引き続き、連絡会（現在の名称は教職員連絡会）を設置し、年 4 回開催している。 3-2-D-01_教職員連絡会規則及び議題一覧 (第 2 条, 第 3 条)
活動取組 3-2-E	・ 平成 28 年度から 3 ヶ年を実施期間とする国立大学法人豊橋技術科学大学情報セキュリティ対策基本計画（2016—2018）を策定し、インシデント対応に係る未然防止、被害最小化や被害拡大防止のための取組及び再発防止策を実施している。その一つとして、平成 30 年度においても、全教職員を対象に標的型メールの攻撃訓練を行った。対象者を 3 グループに分け、それぞれ内容の異なる訓練メールを送信する等、訓練を複雑化し実施した。開封率は平成 29 年度の 19.6%と比して 1.8%と大幅に低減し、訓練メールの添付ファイルを開封した者には、事後のトレーニングを課した。 3-2-E-01_標的型メール攻撃訓練結果
活動取組 3-2-F	・ 教職員及び学生等本法人構成員の安全と健康を確保し、快適な教育・研究環境の形成を促進するとともに、積極的かつ継続的な安全衛生体制の確立するため、その行動指針を掲げた「安全衛生基本方針」を盛り込んだ、本学の教育研究の現場での災害や事故の未然防止のための「安全衛生ハンドブック」を平成 31 年 3 月に改訂し、学内専用ホームページを活用して周知している。この改訂を反映させた英語版の安全衛生ハンドブックを本年度、作成することとしている。 3-2-F-01_安全衛生ハンドブック抜粋 (再掲) 4-2-3-07_安全衛生ハンドブック（英語）
活動取組 3-2-G	・ 南海トラフ巨大地震等の大規模地震への対策として、「大規模地震に対する防災マニュアル」、「大震災行動マニュアル」、「大規模地震に対する事業継続計画（地震対策 B C P）」、を策定している。 ・ 「大震災行動マニュアル」は、携帯できるようポケット版として作成するとともに、英文を併用している。

	・これらのマニュアル等に基づいた防災訓練を毎年実施する等、本学構成員による防災力向上に向けた取組を行っている。 ・防災訓練では、体験訓練や講演会、ワークショップなどを実施し、学生教職員に様々な体験をしてもらうことにより、防災意識を高め、地震発生時の行動をイメージし、命を守るための事前対策を推し進める活動を行っている。また、自衛防災隊の活動訓練では、事前に訓練の進行やシナリオを示さず、想定のみ与えるブラインド型訓練や、学生が参画する救助活動訓練を実施するなど、より実践的な活動訓練に取り組んでいる。 3-2-G-01_大規模地震に対する防災マニュアル 3-2-G-02_大震災行動マニュアル 3-2-G-03_大規模地震に対する事業継続計画 3-2-G-04_防災訓練概要 3-2-G-05_防災訓練実施報告
活動取組3-2-H	・平成29年6月に、学生及び教職員の海外渡航及び海外から受け入れる外国人留学生・外国人研究者等の増加に対応するため、危機管理マニュアル（国際交流編）を策定した。 ・このマニュアルは①学生・教職員等の派遣前における危機管理、②学生・教職員等の派遣後・危機発生時における危機管理、③渡航者が行うべき危機管理、④外国人留学生・外国人研究者等受入れ前、受入れ時の危機管理、⑤外国人留学生・外国人研究者等在学中の危機管理で構成しグローバル工学教育推進機構の国際交流部門のホームページに掲載し、周知している。 3-2-H-01_危機管理マニュアル（国際交流編） 3-2-H-02_ホームページ_グローバル工学教育推進機構の国際交流部門_危機管理等 HP http://ignite.tut.ac.jp/cir/japanese/tokomae/anzen.html
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 3－3－1 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・ 根拠となる規定類 (再掲) 3-2-1-02_通則 (第 21 条) (再掲) 2-5-5-03_事務組織規則 (再掲) 2-5-5-04_事務分掌規程 3-3-1-01_事務連絡協議会規程 3-3-1-02_執行部と課長会合議題一覧 ・ 事務組織の組織図 (再掲) 2-5-5-01_事務局組織図 ・ 事務組織一覧 (部署ごとの人数 (分析項目 2－5－5 教育支援者を含む。)) (別紙様式 3－3－1) 3-3-1_事務組織一覧 (部署ごとの人数 (分析項目 2－5－6 教育支援者を含む。))
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 3－3－1	・ 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。	
活動取組 3－3－A	・ 学長のもと、平成 18 年 3 月に「豊橋技術科学大学事務改革大綱」を制定し、以後、中期目標・中期計画期間に合わせ、第 2 次 (平成 22～27 年度)、第 3 次 (平成 28～33 年度) の大綱を定め、事務改革の礎としている。 ・ 大綱に基づく具体な取組として、毎年度「事務改革アクションプラン」を掲げ、事務改革を推進している。 ・ 「豊橋技術科学大学事務改革大綱 (第 3 次)」における「事務改革アクションプラン」では、これまでの事務改革のヴィジョン、行動指針を踏襲して、事務局全体で取り組むべき事項 (①効率化・合理化・適正化、②大学職員の資質向上、③事務組織の見直し、④専門職員の配置) を中心に事務改革の取組を設定している。この取組を実効あるものにするために、中期計画に「第 3 期中期目標期間における事務改革の柱となる「事務改革大綱 (第三次)」に基づき、アウトリーチ型の事務改革推進を目指して策定する「第三期事務改革アクションプラン」に掲げた各年度の実行計画の取組を、80%以上達成する。」掲げ、毎年度、終了後に取組状況の検証を行い、その結果を公表している。 ・ 成果の一つの例として、超過勤務の削減に取り組むことができた。 ・ このアクションプランの検証は、自己点検・評価の一つとして位置付けている。 ・ その他、係毎の職務内容、必要とする知識、能力を示した「事務職員業務ガイド」を作成し、事務職員の資質向上等の一助としている。

	3-3-A-01_事務改革大綱（第3次） 3-3-A-02_事務改革の取組（https://www.tut.ac.jp/about/jimkaikaku3.html） 3-3-A-03_事務改革アクションプラン 2019 3-3-A-04_事務改革アクションプラン 2018 検証結果 3-3-A-05_事務職員業務ガイド （再掲） 1-2-A-01_第3期中期目標（21） （再掲） 1-2-A-02_第3期中期計画（21-01-53） （再掲） 2-2-2-01_組織等評価実施要項（第5条） （再掲） 2-2-2-02_教育研究活動等の評価項目及び評価基準（事務局）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・事務改革大綱を定め、10年以上、継続して事務改革に取り組んでいること、事務改革の取組を実効あるものにするために、中期計画に第3期事務改革アクションプランに掲げた各年度の実行計画の取組を80%以上達成することを掲げ、毎年度、終了後には取組状況の検証（80%以上達成している）を行い、自己点検・評価の一つとして位置付け、その結果を公表している点は優れている。	
改善を要する事項 ・なし	

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目3-4-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1_教職協働の状況
分析項目3-4-2 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2_SDの内容・方法及び実施状況一覧
【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目3-4-1	・該当なし
分析項目3-4-2	・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組3-4-A	・豊橋技術科学大学憲章に、「役員、教職員の目標」として、「相互に信頼・連携・協力し、教育、研究、社会貢献、組織運営等の業務を進めます」と、教職協働を掲げ、業務に取り組んでいる。 ・教職協働の状況は、別紙様式3-4-1のとおりであるが、そのうち、組織通則第18条により、本法人に、学長が特に必要と認めた事業等に関して、重点的に取り組む機関として置かれた本部等の構成員には、法人化後から事務職員が参画している。現有の8つの本部（広報戦略本部、施設マネジメント戦略本部、安全衛生管理推進本部、情報戦略本部、男女共同参画推進本部、IR本部、目標・評価本部、学生支援本部規程）、2つの室（基金室、卒業連携室）の全てに事務職員が構成員として参画している。また、事務改革推進本部の構成員には、事務局の課長以上の者の他に、学長が指名する教員若干名（3名）が参画しており、組織として教職協働体制が構築されている。 3-4-A-01_大学憲章（役員、教職員の目標） （再掲）3-4-1_教職協働の状況 （再掲）3-2-1-02_通則（第18条）
活動取組3-4-B	・スタッフ・ディベロップメント（SD）について、事務改革の一つの観点として、事務改革大綱に示し、実行計画を策定し、毎年度、検証している。 （再掲）3-3-A-01_事務改革大綱（第3次）（2. 事務改革の基本的な考え方 ②大学職員の資質向上） （再掲）3-3-A-04_事務改革アクションプラン2018検証結果（区分02大学職員の資質向上、02-16-1 SD研修の実施）

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・ 豊橋技術科学大学憲章に、「役員，教職員の目標」として、「相互に信頼・連携・協力し，教育，研究，社会貢献，組織運営等の業務を進めます」と教職協働を掲げ，法人化後から継続して重点的に取組む機関として置かれた本部，室に事務職員が構成員として参画し，また，事務改革推進本部に教員が構成員として参画し，組織として教職協働体制が構築されている点は優れている。
改善を要する事項 ・ 該当なし

基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 3－5－1 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定 ・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） ・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果 3-5-1-01_監事監査規程 3-5-1-02_監事監査実施細則 3-5-1-03_監事監査計画 3-5-1-04_監事監査の状況について（非公表） （再掲）3-1-1-02_監査報告書（監事：平成 30 事業年度）
分析項目 3－5－2 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） ・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） 3-5-2-01_監査計画概要説明書（非公表） （再掲）3-1-1-03_独立監査人の監査報告書（平成 30 事業年度）
分析項目 3－5－3 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） ・ 内部監査に関する規定 ・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） 3-5-3-01_監事監査・内部監査体制図 （再掲）3-2-1-15_監査室設置要項 3-5-3-02_内部監査規程 3-5-3-03_内部監査実施細則 3-5-3-04_内部監査計画（非公表） 3-5-3-05_平成 30 年度内部監査（定期：業務監査）の結果について（非公表） 3-5-3-06_平成 30 年度内部監査（臨時監査）の結果について（非公表） 3-5-3-07_平成 30 年度内部監査（定期：財務会計監査）の結果について（非公表）

分析項目 3-5-4 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） 3-5-4-01_監事監査及び内部監査について 3-5-4-02_学長との懇談概要（非公表） 3-5-4-03_会計監査人ディスカッション資料（非公表）
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 3-5-1	・該当なし
分析項目 3-5-2	・該当なし
分析項目 3-5-3	・該当なし
分析項目 3-5-4	・該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組 3-5-A	・28 年度から、内部監査室の構成員に有識者を加え、内部の視点に加え、外部の視点での監査ができるよう体制を充実させた。具体には、外部の公認会計士を監査アドバイザーとして監査室員に加えることで、特に財務会計に係る監査機能を充実させた。 （再掲） 3-2-1-15_監査室設置要項（第4条）
活動取組 3-5-B	・本法人の内部統制については、業務方法書に基本事項を規定するとともに、内部統制システムに関する基本方針、内部統制推進体制等の取扱いを定めている。 3-5-B-01_業務方法書（第2条～第4条） 3-5-B-02_内部統制システム基本方針 3-5-B-03_内部統制推進体制等の取扱い
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・28 年度から、内部監査室の構成員に有識者を加え、内部の視点に加え、外部の視点での監査ができるよう体制を充実させた。具体には、外部の公認会計士を監査アドバイザーとして監査室員に加えることで、特に財務会計に係る監査機能を充実させた。	

改善を要する事項

・該当なし

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 3－6－1 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 3－6－1） 3-6-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 3－6－1	・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組 3－6－A	・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 4－1－1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式 ・ 夜間の授業又は 2 以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式 4－1－1） 4-1-1_夜間の授業又は 2 以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧
分析項目 4－1－2 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式 4－1－2） 4-1-2 附属施設等一覧
分析項目 4－1－3 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況（面積、収容者数）、利用状況等が確認できる資料 4-1-3-01 国立大学法人等施設の耐震化の状況 http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/_icsFiles/afieldfile/2018/08/31/1317922_1.pdf 4-1-3-02 キャンパスマスタープラン （耐震関係 P39(43)，バリアフリー関係 P35(39)，64(68)，(107～120)，長期修繕計画 P32(36)，60(64)） 4-1-3-03 バリアフリー改修履歴および計画一覧表（非公表） ・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 （再掲）4-1-3-02 キャンパスマスタープラン ※安全配慮関係（光の道） P41(45) 4-1-3-04 防犯カメラの設置及び運用に関する規程 4-1-3-05 安全衛生管理規程（第 20 条，第 21 条）
分析項目 4－1－4 教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）

分析項目 4－1－5 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01_学術情報基盤実態調査（大学図書館編）
分析項目 4－1－6 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4－1－6） 4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 4－1－1	・ 該当なし
分析項目 4－1－2	・ 該当なし
分析項目 4－1－3	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料の補足 （再掲）4-1-3-02_キャンパスマスタープラン ※安全配慮関係（光の道） P41(45) ・ 2009 年から「光の道プロジェクト」として、バス停から学生宿舎までの動線をライトアップして安心・安全な夜間歩行ができるような対策を実施している。特に女子学生が夜間歩行するときに安心感を与えるような配慮をしつつ、光環境で空間を演出することで魅力あるキャンパス環境も形成している。 （再掲）4-1-3-04_防犯カメラの設置及び運用に関する規程 ・ 大学の主要な通用門や大学主要建物内各所、学生宿舎周辺等へ防犯カメラを設置し、24 時間常時録画して、事件・事故や不測の事態に対応できるような配慮をしている。なお、防犯カメラの設置位置や設置数は、セキュリティ上の観点から記載しないが、29 年度末にカメラの設置台数を増やし、強化を図っている。 （再掲）4-1-3-05_安全衛生管理規程（第 20 条、第 21 条） ・ 実験、実習工場等における実験実習設備のクレーン、プレス等は定期点検等を行うことになっており、安全管理規程の関係規定を根拠資料として添付した。
分析項目 4－1－4	・ 該当なし
分析項目 4－1－5	・ 該当なし
分析項目 4－1－6	・ 該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。	

活動取組 4-1-A	・ 本学は、教育研究の目的を達成するために、学則に基づき共同利用教育研究施設（グローバル工学教育推進センター、教育研究基盤センター、情報メディア基盤センター、健康支援センター）、研究所（エレクトロニクス先端融合研究所）、リサーチセンターを設置している。 ・ グローバル工学教育推進センターでは日本人学生へのグローバル教育、留学生への語学教育及び主に語学設備の管理・提供、教育研究基盤センターでは学生の実験・実習の教育、高度大型分析計測機器・工作機械類等の各種共同利用機器の集中管理・提供等、情報メディア基盤センターでは計算機を利用した教育研究の支援、学内ネットワークの管理、運用等関係を、健康支援センターでは保健管理・健康支援及びそれに関する教育研究等を担っている。 ・ また、融合研究を発展させるエレクトロニクス先端融合研究所、イノベーションを推進し、本学の研究の更なる活性化を目的とする4つのリサーチセンターを置いている。 （再掲）1-3-1-01_学則（第5条、第5条の2、第5条の3） 4-1-A-01_センター等組織規則 4-1-A-02_エレクトロニクス先端融合研究所規則 4-1-A-03_リサーチセンター組織規程
活動取組 4-1-B	・ キャンパスマスタープランは、2016年に、本学の施設設備の現状を踏まえつつ、10年先の将来像を描くものとして、大学憲章、中期目標・中期計画、大西プラン等、大学の理念・方針・計画等に基づき策定した。 ・ 2つの大きな目標（多文化共生・グローバルキャンパスの実現、持続的社会に対応したサステナブルキャンパスの整備）と、それに対応する各3つの基本方針を掲げ、その基本方針ごとに整備方針及び活用方針を定め、基本方針との関係を示した運用計画を策定した。 ・ キャンパスマスタープランにより実現したものの一例として、パブリックスペースとテラスを取り入れた図書館の改修（活動取組 4-1-0 参照）、その他、グローバル対応型のシェアハウス型宿舍の新設、整備がある。（活動取組 4-2-D（59 頁）参照） ・ このキャンパスマスタープランには、分析項目 4-1-3 の分析において求められた耐震、バリアフリー化、安全面の計画も盛り込まれている。 ・ 2016 年に、全学年の学生に対してアンケート調査を行い、学内における学生の滞在場所の実態を把握し、その結果を図書館の改修に生かした。（図書館北側及び南側テラスの設置等）、2017 年にはワークショップを2度開催し、学生も含めて、意見交換を行い、その意見を一部取り入れ、2018 年3月にキャンパスマスタープランの改正を行った。 ・ キャンパスマスタープランの企画・検証等は、基準 2-1、分析項目 2-1-3 のとおり、施設マネジメント戦略本部が担当し、学長が指名した理事・副学長がその責任者となっている。 （再掲）4-1-3-02_キャンパスマスタープラン（ P6(10)、14(18)、23(27)、74(78)） 4-1-B-01_キャンパスマスタープランワークショップ 4-1-B-02_施設マネジメント推進室会議資料（非公表） 4-1-B-03_戦略企画会議議事要録抜粋

	・教育研究設備についても、共同利用機器アンケートを実施し、それにより得られた現有共同利用機器の利用状況や各部局若しくは教員から導入希望のあった機器情報を考慮しながら、学長、理事・副学長により設備整備計画として教育研究設備マスタープランを策定し、概算要求の申請等に反映させている。 ・教育研究設備マスタープランの企画・検証等は、基準 2-1、分析項目 2-1-3 のとおり、総務担当理事・副学長、研究・学務担当理事・副学長等が連携して行っている。 4-1-B-04_教育研究設備整備マスタープラン 4-1-B-05_戦略企画会議議事要録等抜粋
活動取組 4-1-C	・本学図書館は、常に情報が提供できるよう安全面にも配慮しつつ、本学の学生、教職員には、日曜日、祝日等を除き、24 時間開館を実施している。このことは、平成 29 年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）結果から、授業実施日の平日に 24 時間開館している大学が国公立全体で 2.3%であることから見ても、特色ある取組みである。 ・また、キャンパスマスタープランに掲げた図書館改修を平成 28 年度に実行した。技術科学によるイノベーション創出や、グローバルに活躍できる優れた技術者・研究者の育成のため、多文化共生グローバルキャンパスの核として、キャンパスの中央に位置する図書館の 1 階を「マルチプラザ」とし、可動式イス・机やプロジェクターを設置したコラボレーションエリア、女性専用更衣室や休憩室のある女性支援エリア、モニタを設置し小人数のグループで利用できる小グループエリア、図書カフェを設けるとともに、図書館北側と南側にテラスを設け、学生が長く滞在できる場、日本人学生・外国人留学生・教職員・企業・地域との交流の場、パブリックスペースの場として、また、女子学生・女性研究者支援の場として、活用できるよう改修したことにより、2018 年度には図書館の入館者数は改修前の 2016 年度の 2.8 倍、施設貸出件数は改修前の 2016 年度の 6.3 倍となっている。 （再掲）4-1-5-01_学術情報基盤実態調査（大学図書館編）（Ⅱ 個別事項（E）サービス状況（平成 29 年度実績） 1 開館状況） 4-1-C-01_学術情報基盤実態調査／平成 29 年度大学図書館編 4-1-C-02_図書館利用案内（2 頁 特別開館時の利用等） 4-1-C-03_マルチプラザ利用ガイド 4-1-C-04_図書館入館者数、マルチプラザ利用状況 4-1-C-05_図書館施設利用統計（3 カ年比較）
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・キャンパスマスタープランの実施・見直しにあたり、学生アンケート調査、教職員・学生を対象とするワークショップを実施し、意見等を改修工事、マスタープランに反映させている点は優れた取組である。 ・本学図書館は、常に情報が提供できるように、安全面にも配慮しつつ、本学の学生、教職員には、日曜日、祝日等除き、24 時間開館を実施している。このことは、平成 29 年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）結果から、授業実施日の平日に 24 時間開館している大学が国公立全体で 2.3%であることから見ても、特色ある取組みである。	

・キャンパスマスタープランに掲げた図書館改修を実現し、平成 28 年度に技術科学によるイノベーション創出や、グローバルに活躍できる優れた技術者・研究者の育成のため、多文化共生グローバルキャンパスの核として、キャンパスの中央に位置する図書館の 1 階を「マルチプラザ」として整備するとともに、図書館北側と南側にテラスを設け、学生が長く滞在できる場、日本人学生・外国人留学生・教職員・企業・地域との交流の場、パブリックスペースの場として、また、女子学生・女性研究者支援の場として、活用できるよう改修したことにより、2018 年度には図書館の入館者数は改修前の 2016 年度の 2.8 倍、施設貸出件数は改修前の 2016 年度の 6.3 倍となり、有効に活用されており、優れた成果が確認できる。

改善を要する事項

・該当なし

基準 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 4－2－1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・ 相談・助言体制等一覧（別紙様式 4－2－1） 4-2-1_相談・助言体制等一覧 ・ 保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 （再掲）4-1-A-01_センター等組織規則（第 24 条～29 条） （再掲）2-5-5-04_事務分掌規程（第 9 条第 4 項（学生課就職・学生相談係）） 4-2-1-01_H30 学生便覧 （P16～27（P32～43）、Ⅱ-3. 学生相談窓口、Ⅱ-4. 健康支援センター）、（P34～35（P50～51）学生支援組織系統図） ・ 各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） （再掲）4-2-1-01_H30 学生便覧（P26～29（P42～45）Ⅱ-5. ハラスメント防止対策について） 4-2-1-02_国立大学法人豊橋技術科学大学におけるハラスメントの防止規程 4-2-1-03_ハラスメント防止対策委員会規程 4-2-1-04_ハラスメントの防止に関するガイドライン ・ 生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 （再掲）4-2-1-01_H30 学生便覧 4-2-1-05_豊橋技術科学大学ホームページ（相談窓口の案内） 4-2-1-06_健康支援センターホームページ 4-2-1-07_キャリア相談案内【掲示】 4-2-1-08_学生相談・健康相談の案内【配布】 4-2-1-09_学生相談カード【配布】 ・ 生活支援制度の利用実績が確認できる資料 4-2-1-10_学生相談件数（非公開） 4-2-1-11_学生相談件数（健康支援センター）（非公開）

分析項目 4-2-2 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式 4-2-2） 4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧
分析項目 4-2-3 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	- 留学生に対する生活支援の状況が確認できる資料（実施体制、実施方法、実施状況等） 4-2-3-01 在籍留学生のみなさんへ（グローバル工学教育推進機構国際交流部門 HP） 4-2-3-02 平成 30 年度グローバル工学教育推進機構国際交流部門報告書（抜粋） 4-2-3-03 外国人留学生サポーターマニュアル（日本語） 4-2-3-04 留学生サポーター数の推移 - 留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 4-2-3-05 外国人留学生ガイドブック (再掲) 4-2-1-01_H30 学生便覧 (P16～27 (P32～43, II-3. 学生相談窓口, II-4. 健康支援センター), (P34～35 (P50～51) 学生支援組織系統図) 4-2-3-06 外国人留学生サポーターマニュアル（英語） 4-2-3-07 安全衛生ハンドブック（英語）
分析項目 4-2-4 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	障害のある学生等に対する生活支援の状況が確認できる資料（実施体制、実施方法等） 4-2-4-01 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 4-2-4-02 障がい学生支援体制図（学内限定 WEB 掲示） 4-2-4-03 合理的配慮（修学支援）申請手順と実施までの流れ（WEB 掲示） 4-2-4-04 合理的配慮一覧（H28～H30）（非公表）

分析項目 4-2-5

学生に対する経済面での援助を行っていること

- ・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4-2-5）
[4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧](#)
- ・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料
 （再掲）[4-2-1-01_H30 学生便覧](#)（P12～15（P28～31）学生関係諸証明・届出等，（P81～86（P98～103）Ⅲ-2. 奨学金）
- ・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料
[4-2-5-01_平成 30 年度日本学生支援機構等奨学金受給状況](#)
- ・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料
 （再掲）[4-2-1-01_H30 学生便覧](#)（P12～15（P28～31）学生関係諸証明・届出等，（P83～86（P100～103）Ⅲ-2. 奨学金（2）
 豊橋技術科学大学豊橋奨学金，豊橋技術科学大学修学支援事業基金による奨学金（給付型））
[4-2-5-02_基金規則](#)（第 4 条）
[4-2-5-03_修学支援事業基金規程](#)（第 2 条，第 3 条）
[4-2-5-04_教育研究支援基金規程](#)（第 2 条，第 3 条）
[4-2-5-05_学生の修学支援のための支援](#)（非公表）
[4-2-5-06_豊橋奨学金規則](#)
[4-2-5-07_豊橋奨学金細則](#)
[4-2-5-08_修学のための経費支援概要](#)（非公表）
- ・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料
 （再掲）[1-3-1-01_学則](#)（第 60 条）
 （再掲）[4-2-1-01_H30 学生便覧](#)（P12～15（P28～31）学生関係諸証明・届出等，（P81～82（P98～99 授業料の免除，（P85～88（P102～105）優秀支援学生支援制度）
[4-2-5-09_入学料免除及び徴収猶予取扱規程](#)
[4-2-5-10_入学料免除及び徴収猶予に関する選考基準](#)
[4-2-5-11_授業料等免除及び徴収猶予取扱規程](#)
[4-2-5-12_授業料免除及び徴収猶予に関する選考基準](#)
[4-2-5-13_優秀学生支援制度に関する規程](#)
[4-2-5-14_優秀学生支援制度（博士後期課程学生除く）入学料及び授業料免除の取扱要領](#)
[4-2-5-15_優秀学生支援制度（博士後期課程学生）取扱要領](#)

	4-2-5-16_平成 30 年度優秀学生支援制度実績（非公表） 4-2-5-17_ツイニング・プログラム入学料及び授業料免除取扱規程 4-2-5-18_博士課程リーディングプログラム入学料免除・授業料免除規程 4-2-5-19_平成 30 年度入学料免除者及び徴収猶予者実績（非公表） 4-2-5-20_平成 30 年度授業料免除者実績（非公表） ・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 （再掲）4-2-1-01_H30 学生便覧（P89～92（P106～109）Ⅲ－3 学生宿舎（1）学生宿舎、（2）国際交流会館） 4-2-5-21_学生宿舎規程 4-2-5-22_平成 30 年度学生宿舎入居率 4-2-5-23_国際交流会館規程 4-2-5-24_国際交流会館細則 4-2-5-25_平成 30 年度国際交流会館入居状況 4-2-5-26_授業料等に関する規程（第 2 条（授業料等の額）、別表第 1 ○寄宿料） ・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料 4-2-5-27_平成 30 年度各種奨学金受給状況 4-2-5-28_OSG 留学生奨学金 募集要項 4-2-5-29_天野工業技術研究所 募集要項 4-2-5-30_豊橋北ロータリークラブ奨学金（サンクス基金）募集要項 4-2-5-31_OSG 等奨学金（留学生）受給者実績（非公表）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 4－2－1	・ 該当なし
分析項目 4－2－2	・ 該当なし
分析項目 4－2－3	・ 該当なし
分析項目 4－2－4	・ 該当なし
分析項目 4－2－5	・ 該当なし

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組 4-2-A	・ 本学では、学生の職業意識の形成に資するためのキャリアガイダンス、就職講座、学内企業説明会等各種キャリア支援事業を行っている。 ・ そのうち、学内に企業を一同に集めた学内企業説明会については、前回の認証評価時から参加企業は約 75%増（246 企業→430 企業）と増え、参加企業等の満足度も約 70%が満足しており、学生は、100%が満足しているとの回答を得ており、定着した取組となった。 ・ また、豊橋商工会議所が主催する「モグジョブ」、豊橋市・東三河広域連合会が主催する「まじカフェ」と連携し、学生が地域の企業と交流できる場を増やしている。 ・ その他、学内の就活イベント情報や、知って おくべき最新情報をリアルタイムで見ることができ、自己分析から内定まで、就活に役立つノウハウを凝縮したスマートフォンアプリを取り入れている。 ・ ハラスメント関係では、ハラスメントに関する防止のために防止規程、委員会規程、ガイドライン等を定めている。学生実態調査で「教員によるハラスメントへの対応」について意見がだされ、パンフレット等の配付、講習会等で教職員の意識改革に努めてきた。31 年 3 月には、ガイドラインの中に「研究室等の教育研究に関わる諸活動におけるハラスメント防止のための心構え」を加え、構成員に周知した。 4-2-A-01_キャリア支援行事 4-2-A-02_学内企業説明会：実施状況、アンケート結果（抜粋） 4-2-A-03_モグジョブ 4-2-A-04_まじカフェ 4-2-A-05_豊橋技術科学大学学生専用の就活アプリ （再掲）2-3-1_計画等の進捗状況一覧（27 年 5 月～学生実態調査）
活動取組 4-2-B	・ 課外活動の運営資金は、部員個人が支払う会費、学友会からの支援、同窓会と大学が連携し支援する課外活動活性化経費から構成されている。 ・ 同窓会と連携して支援する課外活動活性化経費は、競争的経費として公募を行い支援するもので、平成 19 年度から継続して支援してきた取組である。平成 30 年度は、15 団体から申請があり、学生生活委員会において審査を行い、14 団体に支援を行った。また、ロボコン同好会や自動車研究部は、全国大会で活躍しており、継続して成果がでるように、専用の活動場所を大学内に確保するなど、支援を行っている。 ・ また、基準 2 の分析の際に示した「自己点検・評価に関する基本方針実現のための運用について」において、モニタリングとして、学長が中心となって、学生に対して毎年度に懇談会（学習環境、生活環境等）を実施することとしており、その結果を踏まえて、課外活動団体への支援や体育施設の整備を行っている。 ・ その他、課外活動団体のリーダーが集まり、リーダーとしての素質等を学ぶリーダーズ研修会を継続的に実施している。平成 30 年度の研修会では救命講習、認知症サポーター講座及び学長講演を行った。 4-2-B-01_平成 30 年度活性化経費募集要項 4-2-B-02_平成 30 年度課外活動活性化経費審査結果（非公表）

	4-2-B-03_ロボコン同好会及び自動車研究部成績 (再掲) 2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用 (1 (2) ア, 別紙 1 学生支援) 4-2-B-04_課外活動団体支援及び体育施設整備状況 4-2-B-05_平成 30 年度リーダーズ研修会報告書
活動取組 4-2-C	・学生の心身の健康状態を把握するため、入学時に健康状態、既往歴、カウンセリング歴の記入の他、保護者記入欄を設けた「健康・生活調査票」を提出させるとともに、毎年の健康診断時に、問診票によるアンケート調査を行っている。提出されたこれらの調査票等を元に保健師やカウンセラーが学生と面談し、学生からの申し出がなくとも、大学側から働きかけることによって、支援が必要な学生を発掘する仕組みが整備されている。 ・障害者差別解消法に基づき、申し出のあった学生には個別に対応している。 4-2-C-01_健康・生活調査票 4-2-C-02_健康診断受診票（学生用） (再掲) 4-2-4-02_障がい学生支援体制図 (学内限定 WEB 掲示) (再掲) 4-2-4-03_合理的配慮（修学支援）申請手順と実施までの流れ (WEB 掲示) (再掲) 4-2-4-04_合理的配慮一覧 (H28～H30) (非公表)
活動取組 4-2-D	・グローバル技術科学アーキテクト養成コースの新設にあわせて、日本人学生と外国人留学生が生活を共にする、収容人数 180 名のシェアハウス型 TUT グローバルハウス（学生宿舎）を PPP 方式により新設した。28 年度に 2 棟（60 名収容）建設し、その後、30 年度までに計画どおり 6 棟（180 名収容）と共有棟 1 棟を建設した。 ・ここでは多様な国籍・文化・価値観が共生する場となり、日本人と外国人留学生が英語を共通語としたバイリンガル環境で共に生活することで、グローバル社会に必要な人間力を養うことを目的としている。 ・TUT グローバルハウスの運営していく上で、入居学生が安心・快適で活性化した共同生活が送れるよう、入居学生に対する指導、相談、所見、グローバルハウスの運営、行事の企画等を行うハウスマスターを配置している。 4-2-D-01_TUT グローバルハウス 4-2-D-02_GAC 宿舎プログラム概要（宿舎運営組織） 4-2-D-03_ハウスマスターの業務について
活動取組 4-2-E	・留学生の修学や生活支援のためにグローバル工学教育推進機構国際交流部門が中心となって、国際課、学生課等が連携し、修学相談等も含めて極め細やかな生活支援を行っている。 ・グローバル工学教育推進機構国際交流部門では、同部門のウェブサイトにおいて、在籍留学生の皆さんへと題して、支援事業等について周知するとともに、学生便覧にあたる、外

	国人留学生ガイドブックを作成、配付し、周知している。 ・外国人留学生ガイドブックは、入学から卒業までサポートする目的で、入学から卒業までの必要な情報を日英併記でまとめている。 ・具体の項目は、学年歴、外国人留学生の区分・学生・身分、事務担当窓口から始まり、入学後の手続き、在留手続き、授業料免除・奨学金、学生生活、住居、医療・健康、日常生活、帰国に係る諸情報等を掲載している。 ・このように、周知すべき情報が伝わるよう決め細やかな配慮を行っており、本年度、安全衛生ハンドブックの英語版を作成することとしている。 ・また、来日した外国人留学生が自立した留学生生活を送ることができるよう、1年以上本学に正規生として在籍している学生を外国人留学生サポーターと称し、配置している。具体の業務は①日常生活を始めるにあたってのサポート、②日常生活のサポート、③大学生生活を終えるにあたってのサポートを行っている。 (再掲) 4-2-3-01_在籍留学生のみなさんへ（グローバル工学教育推進機構国際交流部門 HP） (再掲) 4-2-3-03_外国人留学生サポーターマニュアル（日本語） (再掲) 4-2-3-04_留学生サポーター数の推移 (再掲) 4-2-3-05_外国人留学生ガイドブック (再掲) 4-2-3-06_外国人留学生サポーターマニュアル（英語） (再掲) 4-2-3-07_安全衛生ハンドブック（英語）
活動取組 4－2－F	・本学独自の奨学金としては、基金（修学支援事業基金、教育研究支援基金）を活用した給付型の奨学金及び企業からの寄附金を原資とした給付型の奨学金「豊橋奨学金等」制度を整備し、実施している。 ・その他、学生の海外留学（海外実務訓練含む）に対して支援を行っている。 ・本学独自の「優秀学生支援制度」では、優秀な学生に対する入学料免除、授業料免除、RA 経費など、学部入学から博士後期課程修了まで切れ目なく支援できるものとなっている。 (再掲) 4-2-5-02_基金規則（第4条） (再掲) 4-2-5-03_修学支援事業基金規程（第2条、第3条） (再掲) 4-2-5-04_教育研究支援基金規程（第2条、第3条） (再掲) 4-2-5-05_学生の修学支援のための支援（非公表） (再掲) 4-2-5-06_豊橋奨学金規則 (再掲) 4-2-5-08_修学のための経費支援概要（非公表） (再掲) 4-2-5-13_優秀学生支援制度に関する規程 (再掲) 4-2-5-16_平成30年度優秀学生支援制度実績（非公表）

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・課外活動の支援に当たっては、課外活動活性化経費（競争的経費）として、毎年度、同窓会と連携して 300 万円程度（30 年度）支援するとともに、ロボコン同好会や自動車研究部に対して専用の活動場所を確保し、その結果、全国大会において優秀な成績をあげている。これらの点から課外活動を活性化させる点は優れている。 ・学生の心身の健康状態を把握するため、入学時に健康状態、既往歴、カウンセリング歴の記入の他、保護者記入欄を設けた「健康・生活調査票」を提出させとともに、毎年の健康診断時に、問診票によるアンケート調査を行っている。提出されたこれらの調査票等を元に保健師やカウンセラーが学生と面談し、学生からの申し出がなくとも、大学側から働きかけることによって、支援が必要な学生を発掘する仕組みが整備されている点は優れている。 ・日本人と外国人留学生が英語を共通語としたバイリンガル環境で共に生活することで、グローバル社会に必要な人間力を養うことを目的とした外国人留学生と日本人が一緒に生活するシェアハウス型の TUT グローバルハウス 6 棟（180 名収容）を PPP 方式により新設した点、当該宿舎生活サポートとして、入居学生が安心して共同生活が送れるよう、入居学生のサポート及び指導等を行うハウスマスターを配置している点は優れている。
改善を要する事項 ・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目5-1-1 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・ 学生受入方針が確認できる資料 5-1-1-01_アドミッション・ポリシー（受入方針、選抜方針） 5-1-1-02_第1年次入学者選抜に関する要項 H31 5-1-1-03_第3年次学生募集要項 H32 5-1-1-04_博士前期課程学生募集要項 H31_一般・社会人 5-1-1-05_博士後期課程学生募集要項 H31_4月入学一般・社会人 5-1-1-06_博士前期課程学生募集要項（国際プログラム）2019 5-1-1-07_博士後期課程学生募集要項（国際プログラム）2019
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目5-1-1	・ 本学では、多様な学生を受け入れるため様々な入学者選抜を行っており、基本理念及び目的に沿って、全学及び課程・専攻ごとの学生受入方針（受入方針、選抜方針）を定め、公式ホームページ及び募集要項に記載している。 ＊ 根拠資料の募集要項は主なもので、すべてではありません。 ・ 2021年度入試（2020年度実施入試）からの入試改革（学部1年次、3年次並びに大学院前期課程入試）の検討過程において、現行の工学部学生選抜方針の「学力の3要素の評価方法」の明示等、内容を見直しており、募集要項公表前である学部1年次入試に係る選抜方針を7月中に改正することとしている。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組5-1-A	・ 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	

優れた成果が確認できる取組
・ 該当なし
改善を要する事項
・ 該当なし

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 5－2－1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 5－2－1） 5-2-1_入学者選抜の方法一覧 ・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） 5-2-1-01_面接官資料（1 年次推薦入試）（非公表） 5-2-1-02_面接トレイ物品一覧（1 年次推薦入試）（面接時に AP を確認しているエビデンス）（非公表） ・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 5-2-1-03_入学者選抜流れ図 （再掲）2-1-3-09_入学者選抜方法研究委員会規程（第 2 条，第 4～6 条） 5-2-1-04_入学試験委員会規程（第 2 条，第 4～6 条） 5-2-1-05_入学者選抜試験実施内規 （再掲）1-3-2-01_教授会規則（第 3 条，第 7 条） （再掲）1-3-2-02_代議員会規程（第 2 条，第 4 条） ・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 5-2-1-06_試験実施資料（3 年次学力入試）（非公表） 5-2-1-07_業務資料（3 年次学力入試）（非公表） ・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に 2 年程度前に予告・公表されたもので直近のもの 5-2-1-08_平成 33 年度入試変更予告
分析項目 5－2－2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 （再掲）2-1-3-09_入学者選抜方法研究委員会規程（第 4 条） （再掲）5-2-1-04_入学試験委員会規程（第 4 条） （再掲）2-1-1-01_自己点検・評価に関する基本方針（1（1）（3）） （再掲）2-1-1-02_自己点検・評価に関する基本方針の運用（1（1）（3））

	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 5-2-2-01_入学者選抜方法研究委員会における検証・改善状況一覧（非公表） 5-2-2-02_第3年次特別推薦入試等の面接方法の変更について（非公表） 5-2-2-03_第1年次推薦入試の面接方法の変更について（非公表） 5-2-2-04_社会人出願資格の変更（緩和）について（非公表） 5-2-2-05_3年次GAC一般入試の見直し（非公表） 5-2-2-06_学部1年次個別学力検査（受験者・入学者などの質的变化の分析）（非公表） 5-2-2-07_学部1年次推薦入試入学者アンケート結果（非公表）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目5-2-1	・本学では、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるため、特に面接を実施する入試においては、面接官にアドミッション・ポリシーを配付のうえ面接を実施している。 ・入学者選抜については、明確化された職務分掌の下、各系会議から代議員会までの審議の流れを明確化し、公正に実施している。 ・それぞれの入試において試験実施資料、業務資料、面接官資料等を作成し、事故が発生しないためにも分担別のマニュアルを整備している。なお、根拠資料は一部の入試（特に受験者の多い入試を抜粋）のものであるが、それぞれの入試において同様の資料を作成し、公正に実施している。
分析項目5-2-2	・入学者選抜に関する検証・改善等については、学長が指名した副学長が委員長となって構成する入学者選抜方法研究委員会が主体となり、検討・審議し、必要に応じて、教育研究評議会等に附議、情報共有している。 ・近年の主な取組として、学部3年次特別選抜入試の面接方法の改善、学部1年次推薦入試の面接方法の改善、社会人出願資格の変更（緩和）、学部3年次グローバル技術科学アーキテクト養成コースの2段階選抜の見直し等を行うとともに、大学入試センター試験結果等を含む一般入試志願者成績データを検証し、学部1年次一般選抜における個別学力試験の在り方、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受け入れるための改善等、2021年度（2020年度実施入試）入試改革に向けた検討を進めている。その他、入学者アンケート結果の分析、情報共有等も行っている。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組5-2-A	・学部1年次一般入試について、平成31年度入試（平成30年度実施）から、外部委託による問題事後チェックを実施した結果、合否判定前に出題ミスが発見され、合否への影響及び追加合格等、受験生への負担を回避することができた。 5-2-A-01_入学試験解答例チェック業務仕様書等（非公表）

活動取組 5－2－B	・本学では、入学者に必要な最低減の基礎学力のうち、特に数学及び英語についての基礎学力を身に付ける方策として、学部1年次推薦入試合格者に対し、入学前学習指導を実施している。 ・さらに当該合格者の入学前教育を強化するため、平成31年度入学生から、数学に係る入学前教育（数学ミックス：数Ⅰ・A＋数学Ⅱ・B＋数Ⅲ，プレテスト・アフターテストあり）を外部に委託した。 ・英語については、当該合格者に学内システムのIDを付与し、インターネットを利用した英語学習プログラムを継続実施している。 ・数学に係る入学前教育について、アンケートの結果、当該合格者の評価は非常に高く、プレテスト・アフターテストの結果からもその効果が伺える。次年度からは自己負担による他科目（物理、化学等）の導入を検討中である。 ・また、入学前学習全体においても、アンケートの結果、当該合格者からの評価は非常に高い。（非常に役に立つ・役に立つ，今後も実施した方がよいとの回答が大半をしめる。） 5-2-B-01_入学者入学前学習手引き（非公表） 5-2-B-02_入学前教育結果報告（非公表） （再掲）5-2-2-07_学部1年次推薦入試入学者アンケート結果（Ⅰ．入学前学習についてのアンケート）（非公表）
活動取組 5－2－C	・受験生の利便性を考慮し、平成28年度入試（平成27年度実施）の学部1年次入試から、インターネットを利用した出願を採り入れ、翌年度以降、学部3年次、大学院博士前期課程等に拡大している。 5-2-C-01_ネット出願画面
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・学部1年次一般入試について、外部委託による問題事後チェックを導入した点は優れている。 ・学部第1年次推薦入試合格者に対し、数学及び英語について入学前学習指導を実施し、入学者に必要な最低減の基礎学力を身に付けさせていること。平成31年度入学生からは、数学に係る入学前教育を外部に委託し、入学前教育の成果を見えるようにするなど改善している点は優れている。また、英語については、学内システムのIDを付与し、インターネットを利用した英語学習プログラムを継続実施し、入学合格者に対して移動等の負荷がかからないよう配慮している点は優れている。	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

基準5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目5－3－1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 ・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目5－3－1	・ 該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組5－3－A	・ 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	

領域6 基準の判断 総括表

豊橋技術科学大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	工学部	全課程が一般社団法人 日本技術者教育認定機構 J A B E E 認定プログラム に認定されている。								
02	工学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名： 工学部

第三者評価の結果の活用（有）（工学部全課程）：評価名（一般社団法人 日本技術者教育認定機構 J A B E E 認定プログラム）
 の基準については、「特記事項なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。	
活動取組6－1－A	
優れた成果が確認できる取組	
.	

基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。	
活動取組6－2－A	
優れた成果が確認できる取組	
.	

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。	
活動取組6－3－A	

優れた成果が確認できる取組

・

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6－4－A

優れた成果が確認できる取組

・

基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組6－5－A

- ・ 本学は、大学院に重点を置いた学部・大学院一貫教育を特色とし、「らせん型教育」による体系的な教育課程を編成し、組織的な教育を実施している。
- ・ 学部1，2年次及び高等専門学校において一定の技術教育（基礎・専門）を学んだ学生に対し，3年次以降は，より高度な基礎・専門を繰り返して「らせん型」のように積み上げ，4年次（大学院進学前）には，本学が主導して産業界と連携して実施する二者間協働の産学連携教育（実務訓練）を行うことで，大学院での実践的・創造的・指導的技術者となるための高度な教育へとつなげている。

[6-5-A-01_\(01\)_大学案内2020 P6～9（P4～5）独自の教育プログラム](#)

活動取組6－5－B

- ・ 平成26年度からスーパーグローバル大学創成支援事業を開始し，英日バイリンガル授業，英語および日本語の語学力強化等を全学展開し，少人数教育を重視したカリキュラム及び時間割編成を実現している。
- ・ グローバル化に対応するための英語教育強化の前提として，表現力・コミュニケーション力を養成するため，コミュニケーション教育として，外国人留学生を除く全員に国語表現法科目を正課として課し，英語教育の改善と合わせ1クラス25名での少人数教育を実施している。
- ・ 平成29年度からは，初年次における英語教育重点化カリキュラム，専門科目と連携したカリキュラムと時間割編成を全学で実施している。前期（入学当初）に集中的に英語を学習し，英日バイリンガル授業に対応できる学生の英語力を強化するため，英語科目は技能別に再編し，時間割編成は習熟度別の少人数クラス教育に見直し，英語授業科目数及びクラス数を増設している（開講科目数6科目→9科目，開講コマ総数71コマ→98コマ）。

	・この見直しにより、学部3年次の英語クラス平均人数は、平成28年度29名から平成30年度は20名へとさらに少人数化している。 ・入学前英語教育も積極的に行っており、グローバル技術科学アーキテクト養成コース（GAC）導入に伴い、前期に実施する3年次の英語一斉テスト（TOEIC IP）のスコアが向上している。 ・これらの実績により、スーパーグローバル大学創成支援事業の中間評価で「S」評価を受けた。 （再掲）6-5-A-01_(01)_大学案内 2020 P6～9（P4～5）独自の教育プログラム 6-5-B-01_(01)時間割 平成31年度時間割 https://www.tut.ac.jp/university/docs/H31timeschedule.pdf 6-5-B-02_(01)国語表現法科目 6-5-B-03_(01)第1年次クラス分け表（ガイダンス配布資料） 6-5-B-04_(01)SGU 中間評価面接調査説明資料（抜粋） P4 日本人学生の英語運用能力向上のための英語プログラム（全学生） 6-5-B-05_(01)英語科目の履修状況の推移 6-5-B-06_(01)英語一斉テスト（TOEIC IP）結果報告 6-5-B-07_(01)SGU 中間評価結果
活動取組6-5-C	・実務訓練は、近年多くの大学や企業で行われているインターンシップとは一線を画し、実践的技術感覚を体得させ、博士前期課程の勉学に反映するという学生の教育に明確な目的を置いている。 ・学部最終段階の学部4年次に正課の必修科目（6単位）として、本学が主導して産業界と連携して実施する二者間協働の産学連携教育を昭和51年の開学・第1期生から継続して実施している。 ・グローバル人材の育成という時代の要請に基づき、実務訓練は海外での履修を推進しており、大学独自の奨学金制度も充実させ、マレーシアのペナンに設置した海外教育拠点を中心に、履修者数を年々拡充している。平成30年度は77名を世界各国に派遣している。 ・実務訓練実施にあたっては、実務訓練委員会、教育制度委員会が方針や企画等に関して審議しているが、学外の有識者による実務訓練諮問委員会において、実施状況の評価を受け改善を図り、さらに教育の質の保証・向上を図っている。 （再掲）6-5-A-01_(01)_大学案内 2020 P6～9（P4～5）独自の教育プログラム 6-5-C-01_(01)実務訓練制度のご案内 6-5-C-02_(01)実務訓練履修要項 6-5-C-03_(01)実務訓練履修状況 6-5-C-04_(01)実務訓練の改善に関する取組状況 6-5-C-05_(01)実務訓練の改善実施状況及び実施計画

活動取組 6－5－D	・大学院進学後の学生に長期の海外留学等の学習機会を提供するため、博士前期課程進学希望者で成績優秀な学部3年次学生以上を対象に、大学院博士前期課程で開講するリベラルアーツ科目を学部生のうちに履修し、博士前期課程進学後、修了に必要な単位数として認定する大学院博士前期課程科目の先取り履修制度を新たに実施している。 ・この制度の導入により、実務訓練の枠組みを拡大し、学部から引き続く「課題解決型長期インターンシップ制度」を正課として開設し、国内外における6ヶ月の長期学外学修を可能としている。「課題解決型長期インターンシップ制度」を履修する学生には、本制度を積極的に活用するよう周知している。 （再掲）6-5-A-01_(01)_大学案内 2020 P6～9（P4～5）独自の教育プログラム （再掲）6-1-1-01_(02)_履修要覧（大学院博士前期課程科目の先取り履修制度）P34（P40） 6-5-D-01_(01)_大学院先取履修制度取扱い 6-5-D-02_(01)_先取り科目修得者数
優れた成果が確認できる取組 ・英語教育は、平成29年度に全学対応の新カリキュラムを導入し、技能別に科目を再編し、習熟度別に更に少人数のクラス編成を実施している。入学後すぐの前期に集中的に英語を学習し、専門科目の英日バイリンガル授業に対応できる英語力を育成するため、英語と専門科目が連携したカリキュラムと時間割を全学で編成していることは、他大学にはない非常に優れた取り組みである。 ・スーパーグローバル大学創成支援事業により導入されたグローバル技術科学アーキテクト養成コースの学生だけでなく、全学生に対して英日バイリンガル授業を実施し、英語および日本語の語学力強化を図っていることは、非常に優れた取り組みである。 ・海外実務訓練履修者数は、着実に増加し、派遣先は世界各国に拡大している。海外履修のための大学独自の奨学金制度により、経済的な支援を充実させていることは、優れた取り組みである。 ・全ての指導教員と多くの関係職員、並びに企業等関係者が一丸となって推進する実務訓練は、実践的技術感覚の体得と国際感覚の養成に大きく役立つ効果的な教育システムであり、他の大学等や企業に普及するに相応しい優れた産学連携教育プログラムである。 ・実務訓練は、本学の学部・大学院一貫の特色ある教育として開学当初から実施し十分な実績もあるが、学外の有識者による実務訓練諮問委員会を設置し、評価を受け改善を図ることでさらに質の保証・向上を図っていることは、優れた取り組みである。 ・大学院先取り履修制度を活用する学生が4年次学生数の1割程度まで拡充し、本制度が定着している。グローバル化教育の推進により単位修得した学生の海外での「課題解決型長期インターンシップ」も着実に履修者が増えており、本制度は本学の学部・大学院一貫の特色ある教育システムとして十分に機能している。	

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
【特記事項】 ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－6－A	

優れた成果が確認できる取組	
・	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-7-A	
優れた成果が確認できる取組	
・	

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(01)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） （再掲）6-8-1_(01)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率
分析項目6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(01)就職率及び進学率の状況
【特記事項】	
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-8-A	学部における標準修業年限内の卒業率は、5年平均で、学部1年次入学者で86%、学部3年次入学者で92%となっており、学部卒業生の約80%を占める3年次入学者における標準修業年限内卒業率は、一般的水準より高い。 （再掲）6-8-1_(01)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率

活動取組6－8－B	・大学院に重点を置き、学部・大学院（博士前期課程）一貫教育を特色としており、大学院進学率は5年平均で82％、そのうち本学博士前期課程への進学率は約80％となっている。 また、学部の就職希望者に対する就職率は、5年平均で97％と、一般的な水準より高い。 （再掲）6-8-2_(01)就職率及び進学率の状況
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名： 大学院工学研究科

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(02)履修要覧（ディプロマ・ポリシー） 博士前期 P110～115（P117～122）、P145～150（P153～158） 博士後期
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-1-1	該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-1-A	・本学は、高専との接続を考慮し、学部3年次から4年次の2年間と博士前期課程の2年間を体系的に連携させた4年間を基本とした学部から大学院工学研究科博士前期課程までの一貫教育を教育の基本構造としており、教育制度委員会等において、ポリシーの体系化イメージ、見直しのポイント等を共有した上で、教育課程方針と学位授与方針の見直しを行った。 6-1-A-01_(02)ポリシー体系化イメージ図 6-1-A-02_(02)ポリシー見直しのポイント 6-1-A-03_(02)ディプロマ・ポリシーにて定める知識・能力の比較
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－2－1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 （再掲） 6-1-1-01_(02)履修要覧（カリキュラム・ポリシー） 博士前期 P116～126（P123～133）、博士後期 P151～161（P159～169） （再掲） 1-3-1-01_学則 （第 48 条、第 49 条の 5、第 29 条）
分析項目 6－2－2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 （再掲） 6-1-1-01_(02)履修要覧（ディプロマ・ポリシー） 博士前期 P110～115（P117～122）、P145～150（P153～158）博士後期 （再掲） 6-1-1-01_(02)履修要覧（カリキュラム・ポリシー） 博士前期 P116～126（P123～133）、博士後期 P151～161（P159～169）
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。	
分析項目 6－2－1	・①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針は、専攻ごとのディプロマ・ポリシーと一貫性を有して連携したカリキュラム設計方針を明確に示している。③学習成果の評価の方針については、前期課程及び後期課程の全体的カリキュラム・ポリシーにおいて、成績評価はシラバスに明示される達成目標や基準等に従って公正に行うことを示している。学則（成績評価基準等の明示）第 49 条の 5 第 2 項において、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保することを規定しており、客観的でかつ厳格な学修成果の評価を行うことを方針とし、具体の成績評価はシラバスに明示する達成目標や基準（成績評価の方法）で示している。
分析項目 6－2－2	・該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－2－A	・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	

改善を要する事項

・該当なし

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目 6－3－1 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(02)ナンバリング関連資料 6-3-1-02_(02)授業科目の体系表 ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） （再掲）6-1-1-01_(02)履修要覧（カリキュラム） 博士前期 P135～144（P142～151）、博士後期 P165～170（P173～178）
分析項目 6－3－2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 （再掲）6-1-1-01_(02)履修要覧（履修方法等） 博士前期 P127（P134）、博士後期 P162（P170） 6-3-2-01_(02)大学院自己点検・評価 評価結果報告書 （大学院の教育研究活動等の基準[3-2]「シラバスに基づく教育の実施と主体的な学習の促進」(P1, 5, 9, 13, 17, 21 (P4, 8, 12, 16, 20, 24))
分析項目 6－3－3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 （再掲）1-3-1-01_学則（第 49 条、第 49 条の 4） 6-3-3-01_(02)他大学院単位互換申合せ
分析項目 6－3－4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題について	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） （再掲）1-3-1-01_学則（第 45 条の 2）

の研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	（再掲）6-2-1-01_(02)大学院教育課程及び履修方法等に関する規程（第6条） 6-3-4-01_(02)指導教員等一覧表 - 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-02_(02)研究指導計画書 （再掲）6-3-2-01_(02)大学院自己点検・評価 評価結果報告書（大学院の教育研究活動等の基準[3-3]「修士研究（修士論文）」、「博士論文（博士学位論文）の実施方法」P1, 5, 9, 13, 17, 21（P4, 8, 12, 16, 20, 24） - 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-03_(02)平成30年度国内出張（学生）（非公表） 6-3-4-04_(02)平成30年度海外渡航（学生）（非公表） 6-3-4-05_(02)平成30年度財団等助成（学生）（非公表） - 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-06_(02)リーディングプログラム（グループ指導体制） （再掲）6-1-1-01_(02)履修要覧（ブレイン情報アーキテクト育成プログラム グループ指導教員制度）P188（P197） - 研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-07_(02)研究者倫理の実施について 6-3-4-08_(02)研究者倫理履修者数 - TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 （再掲）2-5-6-01_TA実施要領 （再掲）2-5-6-02_TA研修会資料 （再掲）2-5-6-03_TA研修出席状況 6-3-4-09_(02)TAの任用・運用に関する申合せ事項 6-3-4-10_(02)TA実績 6-3-4-11_(02)RA実績
分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、	授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ

教育課程連携協議会を運用していること	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 (本分析項目は該当しない)
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-3-1	・該当なし
分析項目6-3-2	・該当なし
分析項目6-3-3	・該当なし
分析項目6-3-4	・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-3-A	・大学院の自己点検・評価では、JABEEの点検項目「シラバス等に基づく教育の実施と主体的な学習の促進」を活用して実施し、水準に関する検証を行っている。博士前期課程学生は研究も行っており、予習・復習の時間を確保できるよう修得単位数の上限を設定している。 (再掲) 6-3-2-01_(02)大学院自己点検・評価 評価結果報告書 (大学院の教育研究活動等の基準[3-2]) P1, 5, 9, 13, 17, 21 (P4, 8, 12, 16, 20, 24) (再掲) 6-1-1-01_(02)履修要覧 (修得単位の上限) P128 (P135)
活動取組6-3-B	・大学院の自己点検・評価では、全専攻でJABEEの点検項目を活用して実施しており、「修士研究、博士研究の実施方法」「教員組織、教育研究支援体制の整備と教育の実施」について検証している。 (再掲) 6-3-2-01_(02)大学院自己点検・評価 評価結果報告書 (大学院の教育研究活動等の基準[3-3] [3-4]) P1, 5, 9, 13, 17, 21 (P4, 8, 12, 16, 20, 24) 6-3-B-01_(02)自己点検・評価のプロセス
活動取組6-3-C	・本学では平成28年度から、大学院博士前期課程・後期課程学生（国際プログラム学生も含む）の全学生に対し、研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、正課の授業科目「研究者倫理（必修1単位）」を新たに設けている。研究者倫理に関する知識修得のための講義の他、学生が修得した知識を自身の専門分野で活用するために、所属研究室ごとで学生と指導教員が討論する事例研究「研究現場での事例紹介とディスカッション」を設け、専攻分野の特性に応じた基礎的素養を修得できるよう工夫している。教務委員会は、指導教員に事例研究の実施状況の書面での報告を義務付け、その実施状況を確認している。また、大学院博士前期課程科目の先取り履修制度により、学部生の履修も可能としている。 (再掲) 6-3-4-07_(02)研究者倫理の実施について (再掲) 6-3-4-08_(02)研究者倫理履修者数 (再掲) 6-1-1-01_(02)履修要覧 (大学院博士前期課程科目の先取り履修制度) P34 (P40)

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない
優れた成果が確認できる取組 ・全専攻がJABEEの評価基準を活用して、大学院の自己点検・評価を実施し、内部質保証を高めていることは優れている。 ・研究者倫理に関する知識修得のための講義の他、学生が修得した知識を自身の専門分野で活用するために、所属研究室ごとで学生と指導教員が討論する事例研究「研究現場での事例紹介とディスカッション」を設け、専攻分野の特性に応じた基礎的素養を修得できるよう工夫している。教務委員会は、指導教員に事例研究の実施状況の書面での報告を義務付け、その実施状況を確認している。全学生に対して、講義と事例研究の組み合わせにより実施する本学の研究倫理教育は、他の大学にはない非常に優れた取り組みである。
改善を要する事項 ・該当なし

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－4－1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(02)平成31年度(2019)学年暦 6-4-1-02_(02)平成31年度 年間カレンダー(学生用)
分析項目6－4－2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(02)平成31年度(2019)学年暦 （再掲）6-4-1-02_(02)平成31年度 年間カレンダー(学生用) ・シラバス 6-4-2-01_(02)シラバス（博士前期課程） 6-4-2-02_(02)シラバス（博士前期課程：国際プログラム） 6-4-2-03_(02)シラバス（博士後期課程） 6-4-2-04_(02)シラバス（博士後期課程：国際プログラム） 6-4-2-05_(02)シラバス（例）

分析項目 6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 （再掲） 6-4-2-01_(02)シラバス（博士前期課程） （再掲） 6-4-2-02_(02)シラバス（博士前期課程：国際プログラム） （再掲） 6-4-2-03_(02)シラバス（博士後期課程） （再掲） 6-4-2-04_(02)シラバス（博士後期課程：国際プログラム） （再掲） 6-1-1-01_(02)履修要覧 ・ シラバス (https://www.tut.ac.jp/university/syllabus.html)
分析項目 6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6-4-4） ・ シラバス
分析項目 6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・ CAP制に関する規定 （本分析項目は該当しない）
分析項目 6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 （再掲） 1-3-1-01_学則（第45条の2第2項） 6-4-6-01_(02)大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例の取扱い
分析項目 6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 （本分析項目は該当しない）
分析項目 6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・ 連携協力校との連携状況が確認できる資料 （本分析項目は該当しない）
分析項目 6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・ 実施している配慮が確認できる資料 （本分析項目は該当しない）

分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 （本分析項目は該当しない）
分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 （本分析項目は該当しない）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-4-1	・該当なし
分析項目6-4-2	・該当なし
分析項目6-4-3	・該当なし
分析項目6-4-4	・該当なし
分析項目6-4-6	・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-4-A	・本学は、平成22年度の再編から、それまでの3学期制から学年を前期・後期の2学期制に区分し、学期をさらに半期で区分する実質的なクォーター制（4学期制）を併用している。クォーター科目の学生の理解度（成績）は全般的に高い。したがって、教育の実施（講義）と確認（試験等）を短期間で実施するクォーター制の利点が活かされており、15週にわたるセメスター科目による教育と同等もしくはそれ以上の教育成果を上げているものと判断できる。また、セメスター科目においても、上記の利点を踏まえて、中間試験を取り入れている授業も多数ある。授業の質が低下しないよう授業評価アンケート等の結果を確認しつつ、2023年度までに全体の半数程度に拡充することとしている。 6-4-A-01_(02)クォーター科目数 6-4-A-02_(02)クォーター科目評価資料
活動取組6-4-B	・大学院では、研究室で行う「輪講」に特徴がある。例えば、『電気・電子情報工学輪講ⅠA』は、シラバスにおいて、授業目標を「専門書、論文、雑誌等を精読し講述することを通じて、専門技術およびその最先端技術を深く理解、説明、質疑、応答する能力を養う。」と、達成目標を「専門用語を理解し、専門書および論文を読みこなすことができる。また

	それらを発表というスタイルで説明，質疑応答ができる。専門分野の最先端技術について理解できる。」と示し，単なる講義では身につけることができない能力が修得できるよう学習指導方法を工夫している。 6-4-B-01_(02)シラバス例
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ■ 当該基準を満たす □ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・該当なし	
改善を要する事項 ・該当なし	
基準6－5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－5－1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6－5－1） 6-5-1_(02)履修指導の実施状況
分析項目6－5－2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6－5－2） 6-5-2_(02)学習相談の実施状況
分析項目6－5－3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6－5－3） 6-5-3_(02)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01_(02)課題解決型長期インターンシップ履修要項 6-5-3-02_(02)課題解決型長期インターンシップ履修状況 6-5-3-03_(02)海外インターンシップ募集要項 6-5-3-04_(02)海外インターンシップ履修状況 6-5-3-05_(02)MOI コース履修の手引

	6-5-3-06_(02)MOT 企業実習履修状況 6-5-3-07_(02) 博士後期課程実務訓練内容 6-5-3-08_(02) 博士後期課程実務訓練履修状況
分析項目 6－5－4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・ 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6－5－4） 6-5-4_(02) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・ チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(02) 留学生サポーター制度 （再掲）4-2-3-03_外国人留学生サポーターマニュアル（日本語） （再掲）4-2-3-04_留学生サポーター数の推移 ・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-02_(02) 国際プログラム時間割 6-5-4-03_(02) 履修要覧（大学院-英語版）2018 6-5-4-04_(02) シラバス英語版（例） ・ 障害のある学生に対する支援（ノートテカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 （再掲）4-2-4-01_障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 （再掲）4-2-4-02_障がい学生支援体制図 （再掲）4-2-4-03_合理的配慮（修学支援）申請手順と実施までの流れ（WEB 掲示） （再掲）4-2-4-04_合理的配慮一覧（H28～H30）（非公表） ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 6-5-4-05_(02) 英語学習アドバイザー利用状況 6-5-4-06_(02) 日本語学習アドバイザー利用状況 （再掲）4-2-1-01_H30 学生便覧（P16～27（P32～43），Ⅱ-3. 学生相談窓口，Ⅱ-4. 健康支援センター），（P34～35（P50～51）学生支援組織系統図） （再掲）4-2-1-10 学生相談件数

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-5-1	・該当なし
分析項目6-5-2	・該当なし
分析項目6-5-3	・該当なし
分析項目6-5-4	・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組6-5-A	・学部4年次で実施する実務訓練（必修科目）の産学連携教育をベースに、大学院博士課程に、課題解決型長期インターンシップ、海外インターンシップ、MOT企業実習、博士後期課程実務訓練を正課として実施している。国内外の企業での長期学外実習により、実践的な技術感覚を体得し、課題解決能力等を養成している。 （再掲）6-5-3_(02)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組
活動取組6-5-B	・「卒業・修了要件単位不足学生の把握及びクラス担任、教務委員等による履修指導」として、博士前期課程2年次の修了要件が単位不足となっている学生の把握及び履修指導を行い、各系教務委員がその対応状況を教務委員会に報告している（H30年度実施状況：422名中37名報告）。 6-5-B-01_(02)卒業・修了要件単位不足対応
活動取組6-5-C	・「留年者・休学者の博士学位取得に関する状況確認」として、博士後期課程3年次の留年者・休学者の博士学位取得に関する進捗状況及び指導状況を、各系博士課程制度委員会が博士課程制度委員会に報告している（H30年度実施状況：12名）。 6-5-C-01_(02)留年者・休学者の博士学位取得対応
活動取組6-5-D	・「単位取得退学した留学生へのフォロー」として、博士後期課程を単位取得退学した留学生の博士学位取得に関する進捗状況及びその対応状況を、各系博士課程制度委員会が博士課程制度委員会に報告している（H30年度実施状況：5名）。 6-5-D-01_(02)単位取得退学留学生フォロー
活動取組6-5-E	・自ら課題を設定し、解決に挑戦する実践的・創造的能力を備えたリーダー的高度技術者の育成という社会の要請に応えるため、学部－大学院一貫教育等の本学の強みを活かした特徴的な教育プログラム等を全専攻で実施している（MOT人材育成コース、グローバルイノベーション共同教育プログラム、ダブルディグリー・プログラム、ブレイン情報アーキテクト育成プログラム、技術科学教員プログラム、マルチモーダル情報センシング技術者育成プログラム）。 ・博士課程教育リーディングプログラムであるブレイン情報アーキテクト育成プログラムは、外部連携機関、企業、海外大学の教員からなるグループ指導教員制度や研究機関－海外

	大学－企業と段階を追って実施する3段階実務訓練等を通して、世界に通用する質を保証する学位プログラムであり、中間評価において「A」評価を受けた。 （再掲）6-1-1-01_(02)履修要覧（技術者教育プログラム） P173～197（P182～206） （再掲）6-1-1-01_(02)履修要覧（ブレイン情報アーキテクト育成プログラム グループ指導教員制度） P188（P197） （再掲）6-5-3-07_(02)博士後期課程実務訓練内容 （再掲）6-5-3-08_(02)博士後期課程実務訓練履修状況 6-5-E-01_(02)リーディングプログラム中間評価結果
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・学部4年次で実施する実務訓練（必修科目）の産学連携教育をベースに、大学院博士課程に、課題解決型長期インターンシップ、海外インターンシップ、MOT企業実習、博士後期課程実務訓練を正課として実施しており、国内外の企業での長期学外実習を通じて、実践的な技術感覚を体得し、課題解決能力等を養成していることは、非常に優れた取り組みである。 ・博士課程教育リーディングプログラムであるブレイン情報アーキテクト育成プログラムは、グループ指導教員制度や3段階実務訓練等を通して、世界に通用する質を保証する学位プログラムであり、高い評価も受けている。 ・ブレイン情報アーキテクト育成プログラムを始め、リーダー的高度技術者の育成のための技術者教育プログラムを充実させていることは、優れた取り組みである。	
改善を要する事項 ・該当なし	

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－6－1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 （再掲）1-3-1-01_学則（第48条、第49条の5、第29条） （再掲）6-2-1-01_(02)大学院教育課程及び履修方法等に関する規程（第13条） （再掲）6-1-1-01_(02)履修要覧（単位認定及び成績評価） 博士前期 P129～130（P136～137）、博士後期 P163（P171） 6-6-1-01_(02)豊橋技術科学大学 GPA 制度実施要項

分析項目 6－6－2 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 （再掲） 6-1-1-01_(02)履修要覧（単位の認定及び成績評価） 博士前期 P129～130（P136～137）、博士後期 P163（P171） https://www.tut.ac.jp/university/docs/2019j.pdf （再掲） 6-4-2-05_(02)シラバス（例）（成績の評価法および評価基準） https://kyomu.office.tut.ac.jp/portal/public/syllabus/ 6-6-2-01_(02)GPA 制度に関する Q&A
分析項目 6－6－3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 6-6-3-01_(02)GPA に係る成績分布状況 ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-02_(02)教務委員会議事要旨（抜粋） ・ G P A 制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-03_(02)教務委員会及び教育制度委員会議事要旨（抜粋） （再掲） 6-6-1-01_(02)豊橋技術科学大学 GPA 制度実施要項 6-6-3-04_(02)GPA 制度導入に伴う成績評価の取り扱いについて 6-6-3-05_(02)博士前期・後期課程に係る GPA 制度の導入について ・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 該当なし
分析項目 6－6－4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 （再掲） 6-1-1-01_(02)履修要覧（成績評価に対する異議申立て制度） 博士前期 P130（P137）、博士後期 P164（P172） 6-6-4-01_(02)成績評価に関する意義申立てに関する要領 6-6-4-02_(02)成績評価に関する異議申し立て制度説明図 ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-03_(02)成績評価申立数

【特記事項】	
①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-6-1	・該当なし
分析項目6-6-2	・該当なし
分析項目6-6-3	・該当なし
分析項目6-6-4	・該当なし
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。	
活動取組6-6-A	・該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・該当なし	
改善を要する事項	
・該当なし	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	- 卒業又は修了の要件を定めた規定 （再掲）1-3-1-01_学則（第50条、第51条） （再掲）6-2-1-01_(02)大学院教育課程及び履修方法等に関する規程（第15条、第16条） 6-7-1-01_(02)大学院長期履修規程（第2条、第5条） - 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 （再掲）1-3-2-01_教授会規則（第3条、第7条） （再掲）1-3-2-02_代議員会規程（第4条） 6-7-1-02_(02)教務委員会規程（第4条） 6-7-1-03_(02)博士課程制度委員会規程（第4条） 6-7-1-04_(02)学位規程（第4条～第11条） 6-7-1-05_(02)修士の学位審査取扱細則 6-7-1-06_(02)博士の学位審査取扱細則
分析項目6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	- 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 （再掲）1-3-1-01_学則（第50条、第51条） （再掲）6-7-1-04_(02)学位規程（第4条～第12条） （再掲）6-7-1-05_(02)修士の学位審査取扱細則 （再掲）6-7-1-06_(02)博士の学位審査取扱細則 6-7-2-01_(02)修士研究（修士論文）の実施方法等 6-7-2-02_(02)博士学位論文審査等手続要領 6-7-2-03_(02)学位論文審査フローチャート（課程博士） 6-7-2-04_(02)学位審査要件と学位審査のプロセス 6-7-2-05_(02)博士後期課程学位予備審査実施方法等

	6-7-2-06_(02)学位論文審査基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 （再掲）1-3-2-01_教授会規則（第3条、第7条） （再掲）1-3-2-02_代議員会規程（第4条） （再掲）6-7-1-02_(02)教務委員会規程（第4条） （再掲）6-7-1-03_(02)博士課程制度委員会規程（第4条）
分析項目6-7-3 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 （再掲）6-1-1-01_(02)履修要覧 博士前期 P135（P142）、博士後期 P165（P173） https://www.tut.ac.jp/university/docs/2019j.pdf 6-7-3-01_(02)学生通知（博士前期学位、修士論文） 6-7-3-02_(02)学生通知（博士前期学位、修士論文）国際プログラム 6-7-3-03_(02)学生通知（博士後期学位、博士論文） 6-7-3-04_(02)教務情報システムによる連絡
分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01_(02)代議員会議事要録抜粋、資料（修了認定） 6-7-4-02_(02)教務委員会議事要旨抜粋、資料（修了認定） 6-7-4-03_(02)修士論文可否判定会議議事録 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 （再掲）6-7-2-01_(02)修士研究（修士論文）の実施方法等 （再掲）6-7-2-02_(02)博士学位論文審査等手続要領 （再掲）6-7-2-03_(02)学位論文審査フローチャート（課程博士） （再掲）6-7-2-04_(02)学位審査要件と学位審査のプロセス （再掲）6-7-2-05_(02)博士後期課程学位予備審査実施方法等 （再掲）6-7-2-06_(02)学位論文審査基準

	・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 6-7-4-04_(02)代議員会議事要録抜粋、資料（博士後期審査委員指名） 6-7-4-05_(02)代議員会議事要録抜粋、資料（博士前期審査委員指名） ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文 6-7-4-06_(02)博士論文一覧 6-7-4-07_(02)豊橋技術科学大学学術機関リポジトリ抜粋 https://repo.lib.tut.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=66&pn=1&count=50&order=8&lang=japanese&page_id=13&block_id=17
分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 （本分析項目は該当しない）
【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-7-1	・ 該当なし
分析項目6-7-2	・ 該当なし
分析項目6-7-3	・ 該当なし
分析項目6-7-4	・ 修士論文については、学外には公開していない（学内の図書館で閲覧可能としている）。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
活動取組6-7-A	・ 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組	
・ 該当なし	
改善を要する事項	
・ 該当なし	

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄
分析項目6－8－1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 6-8-1_(02)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6－8－1）（再掲） 6-8-1_(02)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2） - 資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(02)設置計画の概要抜粋 - 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02_(02)H30年度学生受賞一覧
分析項目6－8－2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	- 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(02)就職率及び進学率の状況 - 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(02)卒業後の状況調査票（博士前期） 6-8-2-02_(02)卒業後の状況調査票（博士後期） - 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-03_(02)卒業・修了生の活躍
分析項目6－8－3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(02)教育アンケート指針 6-8-3-02_(02)卒業予定者等アンケート実施要領 6-8-3-03_(02)アンケート依頼（卒業・修了予定者）

	6-8-3-04_(02)卒業・修了予定者アンケート回収率推移 6-8-3-05_(02)卒業・修了予定者アンケート集計結果（非公表）
分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	- 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-01_(02)教育アンケート指針 （再掲）6-8-3-02_(02)卒業予定者等アンケート実施要領 6-8-4-01_(02)アンケート依頼（大学院修了生） 6-8-4-02_(02)修了生（社会人）アンケート集計結果（非公表） - 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 6-8-4-03_(02)修了生（社会人）アンケート分析（非公表）
分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 （再掲）6-8-3-01_(02)教育アンケート指針 （再掲）6-8-3-02_(02)卒業予定者等アンケート実施要領 6-8-5-01_(02)アンケート依頼（企業） 6-8-5-02_(02)就職企業先アンケート（非公表）
【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目6-8-1	大学院において取得可能な資格はないが、博士前期課程 建築・都市システム学専攻では、「一級建築士」に関して、卒業後、建築に関して2年以上の実務経験を有した場合、受験資格取得可能、インターンシップの受講で実務経験の短縮が可能、としている。
分析項目6-8-2	該当なし
分析項目6-8-3	大学院博士前期課程における学位授与方針（ディプロマポリシー）の到達度を見ると、専攻によって多少のばらつきはあるものの「とてもよく身についた」「よく身についた」の割合がおおよそ50%以上であり、「身についた」まで含むと70%以上にまで及ぶ。博士後期課程に関しても、学生数及び回答数は少数ではあるが、そのほとんどが「とてもよく身についた」と自己評価しており、本学大学院の教育では学位授与方針に即した学習成果が十分に上げられているものと判断できる。

分析項目 6－8－4	該当なし
分析項目 6－8－5	・ 本学の学位授与方針に掲げた知能と能力（4 項目）を、卒業生・修了生がそれらをどの程度身に付けているかの問いに対して、80%以上の企業が「よく身についている」または「身についている」と回答している。また、社会人として必要な能力・資質（16 項目）をどの程度身に付けているかの問いに対しても、「よく身についている」「身についている」が 80%以上、項目によっては 90%以上を占めており、就職先等の企業からも「十分な学習成果が得られている」と認められていることを確認している。
②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>	
活動取組 6－8－A	・ 博士前期課程（4 月入学）の標準修業年限内の卒業率は、5 年平均で 91%であり、一般的水準より高い。 （再掲） 6-8-1_ (02) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※1）
活動取組 6－8－B	・ 就職希望者に対する就職率は、5 年平均で博士前期課程 99.8%、後期課程 96.6%となっており、一般的水準より非常に高い。 （再掲） 6-8-2_ (02) 就職率及び進学率の状況
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■） ☒ 当該基準を満たす ☐ 当該基準を満たさない	
優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし	
改善を要する事項 ・ 該当なし	